

第百二十三回 参議院法務委員会會議録第九号

平成四年五月十四日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 鶴岡 洋君
理事 野村 五男君
林田悠紀夫君
北村 哲男君
中野 鉄造君

委員

加藤 武徳君
齋藤 十朗君
下稻葉耕吉君
中西 一郎君
福田 宏一君
山本 富雄君
糸久八重子君
千葉 景子君
深田 肇君
橋本 敦君
萩野 浩基君
紀平 悌子君

国務大臣

田原 隆君

政府委員

本間 達三君

事務局側

播磨 益夫君

説明員

常任委員会専門員

法務省入国管理局登録課長 山崎 哲夫君
厚生省保険医療局疾病対策課結核・感染症対策室長 堀 宣道君
自治省行政局行政課長 夢沼 朗寿君

本日の会議に付した案件
○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉景子君 おはようございます。

きょうは、前回に引き続いて、少し細かい点になろうかというふうに思いますけれども、これまでに質問されていない部分などを中心に少し聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

そこで、まずきょうは今回初めて導入といいたし、システムとして取り入れられることになり、また家族登録の問題についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

その第一点ですけれども、家族事項の登録、これを導入することになった理由といえますか。必要性、これについてまず御説明をいただきたいと思

います。
○政府委員(高橋雅二君) 今回この法案を提出いたしました目的の一つは、同一人性の確認の手段として指紋押捺にかかわるものをどういうものにするのかということをごいまして、これは昭和六十二年の外登法一部改正のときの附帯決議で政府に課せられた義務でございましたので、それでの指紋押捺にかかわる手段を開発したわけでございます。

それで、今までは同一人性の最終的な確認というのには指紋によつてきたわけですが、指紋押捺を廃止する場合、これにかかわる同一人性を確認するものとして何が一番正確で信頼でき、かつ外国人にとつていろいろな意味で心理的な負担の少ないものがあるのかということをご研究いたしました。

その結果、写真とそれから署名、これに加えて、この家族事項の登録というのを加えることによつて、この三つを複合的に使うことによりまして指紋にかかわる同一人性の確認手段として有効ではないかと、こういう結論に達したわけでございます。

そして、写真や署名によつても同一人性が確認し得ない、あるいは人物の同一人性に疑義があつた場合には、登録されている者の家族に照会することによつて同一人性を確認することが可能となるというふうに考える次第でございます。

そういうことから、外国人登録に家族事項を記載するということは、人物の同一人性の確認に十分役に立つ、ほかの手段とあわせて指紋の押捺にかかわるものである、こういう結論から新しく家族事項の登録というものを取り入れたわけでございます。

○千葉景子君 例え、この家族事項の登録の際に、単身者、親族がいらないという方も当然ありますが、それについてはどうお考えですか。

○政府委員(高橋雅二君) もし単身者の方でございましたら家族がございせんので、家族事項の登録のところはないということになります。

○千葉景子君 そういうケースは、多分その署名、サインと写真ということではいわれる同一人性の確認に足りるというふうにお考えになるんだと思ふんです。そうなりますと、この単身者などを考えたときには、家族事項というものが必ずしも不可欠なものかどうか。写真、サインというふうなものがあることによって十分に同一人性の確認、まあ指紋と同様なものとは当然言えませんが、そういうふうにも言えるのではないかと、思いますけれども、その点についてはどうなふうにお考えでしょうか。

○政府委員(高橋雅二君) 私たちこの指紋押捺にかかわる新しい同一人性確認手段を開発するに当たりましては、いろいろな国の事情、慣行等を調べました。

それで、やはりこの写真と署名というだけでは、そういう国もございせんけれども、必ずしも指紋にかわり得るという確信が得られせんので、やはりこれについてはいろいろな国で採用している家族事項というののも一つの参考になるんじゃないかというところで検討した結果、今先生御指摘のように、家族がいらない場合にはこれは役に立たないわけでございますけれども、典型的に言いますと永住者あるいは特別永住者の方はその社会に定着しているというところによつて、この三つ組み合わせれば、指紋というふうなある方々にとつては心理的負担のあるものにかわり得るという結論に達したわけでございます。

ほとんどのケースの場合は、先生御指摘のように写真と署名、あるいは写真だけでもいいのかもしれないけれども、指紋にかかわるほどの正確性というものを考えた場合に、やはりこの三つの組み合わせが必要ではないか、こういう考えでございます。

○千葉景子君 現行の制度と比較してみたいと思

うんですけれども、現行の登録においても世帯主の氏名あるいはそれとの続柄ですね、そして取り扱い要領などにおいて、世帯主の登録原簿備考欄には同居する世帯員全員の氏名、生年月日、続柄を書くということが指示されております。一般に各自自治体においては世帯ごとに原簿が整理されておりますから、世帯員といましようか、一応その親族あるいは家族といふものの把握というのは現行の制度の中でも十分にできているのではないかとこのように思ふんです。

今回は、それにさらに別居の両親とか配偶者といふところまで場合によっては必要となつてくる。なぜ現行以上に、確かに今お話にありましたが、同一人性の確認といふことがあろうかといふふうに思ふまでもなく、単身者などにおいてはそれすらなくても何とか確認をしようといふ中で、現行をさらにプラスする必要があるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。現行の制度と対比をいたしまして、そんなに必要性があるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(高橋雅二君) 現行の制度におきましても、世帯主のある場合には世帯員の氏名とかいろいろ登録していただいておりますので、そういうものを使つて同一人性確認といふものは確か可能でございます。先ほど先生御指摘になりました単身者といふ場合は、家族のない人についてはそういうものを通じて同一人性確認を行うということができると思ひますが、それじゃ今度指紋を廃止した場合、なぜどうしてさらに家族が必要なのか、家族事項が必要なのかというのが先生の御質問でございますが、これはどの程度の正確性をこの外国人登録法に期待すべきかということに帰着するのではないかと思ひます。

私たちとしては、やはり外国人登録法をきちつと執行するためには、正確性が極めて高い、信頼性のあるものでなければならぬ、こういうふうな考へておきまして、そして指紋にかわるものというには、先ほど来申し上げましたように、写真と署名に加えてやはり家族事項といふものも

登録していただいて、それで本人の同一人性を確認するといふことがこの制度の信頼性を保持するために必要だと、こういう考へでございまして。

○千葉景子君 制度として一番正確だといふことになれば、指紋といふものの自體を放棄した以上は、どこかにやっぱり不明確なものが残りはじめたわけですね。それにもかかわらず、正確性といふことによつて、そのあいまいな目的によつて非常に負担がふえる、あるいはそれだけのプライバシーなどの問題にもかかわつてくる。こういうことを安易に取り入れていくといふのは、大変疑問が残るところではないかといふふうに思ふんです。

それから、仮にもそういう趣旨である、理由であるとしても、本当にこの家族事項で同一人性を確認する実効性が上がるのかどうか。これは指紋の場合と同様に実際に担当するのは自治体の窓口といふことになりまふ。そうしますと、家族事項をきちつと同一人性確認のために把握する、あるいはそれによつて同一人性を確認するとなると、これは大変な作業でございまして、実質的に本当にそういうことができるのかどうか。指紋の場合も、実際に窓口で、じゃ指紋と指紋を照合して同一人性が確認できたなどという、そんな話は聞いたこともないわけですね。

そういうことを考えますと、これは結局指紋のとくとく同様に、目的あるいは制度の趣旨としては同一人性の確認と言われておりますけれども、その機能としては何だかやっぱり、その人を家族事項に登録させるというところによつて管理をする、あるいは非常に自由を奪うといひますが、そういう意識を植えつける、こういうことになりかねないんじゃないか。指紋が廃止をされたけれども結局はまた同じような機能を果たすことになる、こういうことにつながるのではないだろうかと思ひます。そういうところでは心配なさいませうか。

にかわる手段といふものが新たな負担、心理的、物理的な負担を外国人の人たちに、また実施に当たる市区町村の窓口の人たちに負担増になる、心理的にも仕事の上でも、そういうものになるかならないか。それと、今度指紋押捺という制度を廃止することによつて得られるプラスといひますか、そういうものを比較考へして、かつ行政行為として正確性が保たれるかどうかといふこと。今、先生が御指摘なされたそういう点も十分考へまして検討したわけだと思ひます、この三つをいろいろバランスして考へたところ、写真と署名に加えて家族事項の登録と、この三つを組み合わせたことによつて指紋を廃止することになれば、全体としてプラスではないか、こういう結論に達したわけだと思ひます。

今、先生が御心配になられたような点がございまして、先生が御心配になられたような点がございまして、今度指紋を廃止してそれにかわる何かシステムを考へるときに、基本的にやはり外国人の人權をきちつと保障していこう、こういう視点が一つは全く欠けてゐるのではないか、こういう感じがいたします。

○千葉景子君 御理解いただきたいといひても、なかなか理解をしにくいわけだと思ひます、今回指紋を廃止してそれにかわる何かシステムを考へるときに、基本的にやはり外国人の人權をきちつと保障していこう、こういう視点が一つは全く欠けてゐるのではないか、こういう感じがいたします。

それから、常にバランスとかそれから正確性とかいふことをおっしゃられるわけですが、そのバランスとか正確性といふ意味では、結局はもう程度の問題といふことに帰着するのではないかとこのように思ふんです。指紋以外では、サインであらうが、あるいは写真であらうが、そして家族事項であらうが、そうなりますと、どうも私が受けとめるところでは、指紋をやめるのだからできる限りたくさんのもので確認できるようにしておこうと。署名はある、写真もある、しかしまだ何かもう一つ加えておこう、どうもこういう考へ方が底流にあるの

こで人の情報というものによって同一人性の確認をするべきであろうということでは、家族事項とこれを混同したわけではございませんけれども、人的情報といふと、これは家族のみならず友人、知人等々限りなく広がる可能性もございます。

そういう大きな範囲の中で、できるだけ御本人の負担、それから関係者のプライバシーの問題、そういうことも種々考慮いたしまして、最低限の範囲ということで本邦におられる父母の方、それから配偶者、そういう限定したところで家族事項の範囲というものを定めよう、というふうな考えをたけてございます。そういう意味で、プライバシーに対する配慮ということにつきましては私どもも最大限行つたということだけ申し上げておきたいと思ひます。

○千葉景子君 この家族事項の中身なんですけれども、現在例えは事実上婚姻関係にあるとか、それら今大変問題になっておりますけれども非嫡出の子供がいるとか、そういうケースがございます。例えば、ことしから健康保険の被保険者証などでは、法律婚、事実婚の区別をせずに夫、妻という表現がされるようになったり、あるいは嫡出、非嫡出を区別せずに一律に子という記載をするとか、こういう考え方が出てきております。それから、既に政府の中でも民法そのものの見直しなども始められてゐる。そういう中でとりわけ非嫡出子の問題などについても議論が進められてゐるやに聞いております。

そこで、今回のこの家族事項の登録の際、事実上子供である、あるいは夫、妻であるという形で日常通用してゐる、そういう統制で申請ができるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。○政府委員(高橋雅二君) 家族事項の具体的な記載要領につきましては今後通達で定めることとなりますが、世帯主との統制の表示に關して、今先生御指摘の事例に即して申しますと、例えば事実婚の場合には妻(未婚)とか、それから非嫡出子の場合には、先生今おっしゃいましたけれども、ただ子と書くとか、そういうふうなことで記載する

というふうなことではいかがなものかと、そういう方向で検討しておるところでございます。

○千葉景子君 先ほどお話しにございましたように、この家族事項というのはいずれにしてもできる限りその人の同一人性をこれによって確認をしようというための手段ということであらうかというふうな思ふんですね。そうしますと、この人がどういふ日常の事実上の人間関係、身分関係があるかということが実際にわかればよいということであれば、やはりこの際事実婚であるとか非嫡出であるとか、そういう差別につながるような取り扱い、記載、こういうものはできる限り廃止していただきたいというふうな思ふんですね。

何か事実婚などの場合は未婚というふうな記載もされるような感じもいたしますけれども、この点については、通常夫であり配偶者であるといふことがわかればそれによってその人の夫だとか妻であるとか確認はできるわけですから、そういう記載がまた新しい差別などにつながるにやないに、あるいは不利益につながるにやないような取り扱いを今後ぜひ検討いただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(高橋雅二君) この要領を定めるに当たりましては、今、先生御指摘のようなことも十分念頭に置きまして、プライバシーとか本人の不利益に不利にならないような方法で記載していく、こういう方向で検討していきたいと思つております。

○千葉景子君 それでは、次にお尋ねしますけれども、最近、国際結婚とか国籍の壁を越えたいという関係がふえております。そういう中で二重国籍ということもふえてきてゐることはもう当然御承知のとおりだと思ひます。

例えば、永住者の家族である日本人あるいはその子供で日本国籍と外国籍の二つを持っている場合、こういう場合に結局この家族登録の関係で外登法の対象に入ってくるわけですね、こういう日本人の方も、そうすると、定住外国人の日本人家族というのは、そういう意味では戸籍で一つはき

ちつと身分が確認をされてゐる。それにプラスして外国人登録法の範疇でまた身分関係が確定をされるという管理をされる、二重の管理関係というものが出てくるんじゃないだろうかというふうな思ひます。この点についてはどんなふうな認識をなさつていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(本間達三君) お答えいたします。日本人がこの外国人登録法によって管理されるのではないのかという御指摘でございますけれども、日本人がこの登録事項に入ってくるというものは、本人すなわち外国人との一定のかかわりの中でその外国人の同一人性確認のための情報源としての日本人という形で入ってくるわけでございます。当該日本人をこれによって管理する、そういう目的ではございませんで、その外国人の同一人性確認に必要な情報を提供していただく方というところで登録をお願いするというところでございます。

から、先生御指摘のような外国人登録法によって日本人を管理するということにはならないと私もは考へるわけでございます。

○千葉景子君 今の御説明、確かに外国人の方の身分を確定するというために、日本人家族もその対象といひますか、そのために登録事項に入ってくる、こういうことで、それが目的ではないといふことではありますけれども、実際には自分の身分が戸籍上の登録とそれから外登法の中で一定の登録事項の中に記載をされるということではやはり二重という内容は変わらないというふうな思ふんですね。

特に、それに関連してこれから登録事項というものが、これまでと違って登録事項とコンピュータ管理というものがなされていくはずでございます。法務省入管局などでコンピュータによって一括処理をされる、こういうことになってきますと、やはりそこには戸籍とは別に日本人も新しくコンピュータの情報としてそこに登録がされる、情報が管理をされるということになってまいります。戸籍の場合はコンピュータ化するという話もないわけではありせんけれども、これに

ついては当然反対もありプライバシーの問題もあり、コンセンサスはまだ得られていないという状況でございますし、住民票についてもコンピュータ管理などがありましてそれは自治体レベルでそれぞれが管理をされている、こういうことになりました。そうすると、日本人、日本国民がコンピュータなりで情報を管理されているというシステムは、日常にはないわけですね。犯罪の捜査とかそういう部分では別ですけれども、一般にはコンピュータで管理をされる情報が国の中に蓄積をされるということはないはずですね。

ところが、この外国人登録法を通じて、その人を目的として管理をしないにしても、やっぱりその情報がコンピュータの中で、そして国に情報として蓄積をされていくということになります、結果的にね。これについてはプライバシーそれから多くの国民のコンセンサスとしては問題があるのではないかとと思ひますけれども、どうお考えですか。

○政府委員(高橋雅二君) 今先生のお考え、非常に興味深く伺いました。

確かにそういう御指摘はあり得るかと思ひますが、ただ先ほど申し上げましたとおり、この外国人登録法上登録の対象となる日本人というものは何らかの形で当該外国人との身分関係がある方でございます。その当該外国人の同一人性確認の手段として今度はこの家族事項が入るわけでございますけれども、それをコンピュータで今度管理するということではございませんで、私たちがこれはこの行政の目的からいまして問題はない、むしろ相当なことではないかというふうな考えているところでございます。

○千葉景子君 相当なことでは困るわけですね、これが本当に当該の者にとつてきちつと人権が守られてゐるとこれでは言えるのかどうか、大変疑問に思ひます。

こういうことを考へてみますと、この家族登録の制度というのは、確かに同一人性確認の手段として他の署名やあるいは写真、そういうものにプ

ましては、改正法が施行されるまでは指紋押捺の義務があるということでございます。

○千葉景子君 次に、今回、署名、サイン、この制度が導入されることになりましたが、ちよつと

その署名が困難なケース、こういうことについてお尋ねをしたいと思います。

現行の外登法、そしてその関連の政省令においては、身体障害などによって指紋が押捺できない人、そういう方の取り扱いには実際にどうなっているのでしょうか。

○政府委員(本間達三君) 身体障害とかによつて署名ができないということになりますれば、これは署名をできないのはやむを得ませんが、同一人指紋確認手段の一つの柱が抜けるわけでございまして、今回の確認期間の短縮という措置を講ずるということにこの改正法案、第十一條の第三項でございしますが、規定させていただいたところでございします。

○千葉景子君 これまでも身体障害などによつて指紋押捺できない方については、それ自体は免除されている。今回それが署名ということになりまして、また同じように署名が身体理由などで困難だとか、あるいはまた場合によっては文字が書けない、こういう方もいらっしゃるかと思います。こういう場合、今回はどのように取り扱われるのでしょうか。

○政府委員(本間達三君) 署名をなさらない方のその理由というのは、いろいろあるかと思ひます。極端な例は署名をしなれないという拒否をされる方もおられると思ひますけれども、先生がおっしゃったような字が書けない、どうしても署名しようと思つてもできないという方もおられますし、したいけれども手が故障で動かないというような例もございしますし、いろんな事情がございします。いずれにいたしましても、署名がないという事実には変わりがございせんので、その意味におきまして取り扱ひ上は、先ほど申し上げましたとおり次回確認申請期間の短縮という措置をとるということに相なります。

ただ、確認期間の短縮の程度ということにつきましては、法務省令で基準を定めまして、この基準に従ひまして市町村長が個別に指定するということになるわけでございします。この基準の定め方

ということにつきましては、それぞれ、署名ができないあるいは拒否だとか、そういった事情というものを考慮した基準というものを定めるということにしたいと考えております。

○千葉景子君 こういうケースとしてちよつと具体的な例を触れさせていただきたいというふうに思ふんですが、きょう厚生省の方にも来ていただいております。

現在、ハンセン病の方がいらつしやいますけれども、この人数、それから年齢層、それから国籍の構成、このあたりについてちよつと現状を御報告いただかせませんか。

○説明員(堺宣道君) ハンセン病で療養所に入所している患者の数、それからその年齢あるいはその国籍というお尋ねでございします。

平成四年四月一日現在で療養所に入所している患者数は、国立の療養所に入所している患者が六千三百七十七人、私立の療養所に入所している患者数が六千四百人、合計いたしますと六千三百七十一人でございします。

このうち六十歳以上の患者数というのは、国立が五千四百八十八人、私立が四千四百人で、それぞれ七八・九%、六七・七%ということになりまして、全体では七八・八%でございします。

また、外国籍患者数といひますのは、国立が三百四十人、五・三%、私立が三名で四・六%、全体で三百四十三人で五・三%というふうになっております。

また、平均年齢ということで見てみますと、国立は六十七・四歳、私立が六十九・一歳で、全体で六十七・四歳でございします。

○千葉景子君 その国籍の関係ですが、韓国・朝鮮籍の方はどのくらいいらつしやいますでしょうか。

○説明員(堺宣道君) 韓国の国籍の方が、国立が三百、私立が三、それから朝鮮の国籍の方が、国立に三十七、私立にはいらつしやいませんが、そういう数になっております。

○千葉景子君 今の数字からかなり平均年齢も高

くなつてゐるということが言えると思ひますが、例えば韓国・朝鮮籍の方もかなり高齢になつてゐるというふうな推測してよろしいでしょうか。

○説明員(堺宣道君) 今までの御説明申し上げたようなデータから類推いたしまして、そのようなことであらうかというふうには存じております。

○千葉景子君 そこで、このハンセン病の皆さん、従来どういう取り扱いになつていたのでしたでしょうか。身体理由あるいはその他の理由があるかどうかわかりませんが、かなり指紋が免除をされてゐたケースが多いやに聞いておりますが、その点について何か確認されていらつしやるようなことございしますか。

○政府委員(高橋雅二君) ハンセン病患者につきましては、外国人登録法の指紋に関する政令及び外国人指紋押捺規則の規定に照らしまして当該疾病が治癒するまで指紋の押捺が猶予されてゐるところでございします。この場合、次回確認申請までの期間は当該疾病が治癒するまでの時期などを考慮勘案いたしまして一年から四年までの期間が指定されるということになります。

なお、これが治りまして退所した際には、療養所からそういう伝染の可能性がない旨を明記した診断書の提出があつた場合に限り当該外国人に対して指紋の押捺を求める、こういう扱いにしているところとございします。

○千葉景子君 この皆さんですけれども、先ほどの国籍別の数を考えてみてもかなりの皆さんがいらつしやいます。それから年齢構成です、これを考えましてもかなり高齢になつていらつしやるのではなからうかと推測されます。

そういう中で、今回はそうなりますとこれまで押捺から署名ということに変わられる方も多いのではないかと推測されますが、その場合にどういう取り扱いになりますか。

○政府委員(高橋雅二君) 今後、この法改正に伴ひまして新しい規定をつくらなければいけないわけでございますが、考え方としては、署名をしていただく、しかし署名が非常に困難であ

る、できないという場合はこれは免除するということにいたしまして、その再申請の確認期間についてその事情を考慮して一年から四年の間で決める、こういうふうな扱いにならうかと思ひますが、今先生の御指摘のように、そういう当該の人たちのいろいろな事情も考えた措置にしていきたい、そういうふうな考えております。

○千葉景子君 これまでも、事情、背景もございしますけれども、指紋が猶予されてゐる。それから、期間も一年から四年という間ではほとんど五年に近い多分期間を設定されてゐたんだらうというふうにも思ひます。そういう意味では高齢ということも考えられますし、それから文字の点についてもいろいろ歴史的な事情もあり、識字能力がないという方も多いかと思ひますので、この点については今回の制度の変更が逆に負担増になりにならないようにぜひ措置を講じていただきたいというふうに思ひます。

それでは、次の問題に入りたいというふうに思ひます。

ところで、今後この法の施行などを考えたとき、実際にいろいろな対応を行うのは自治体の窓口などになつてくるわけですね。このときに今回は大変複雑な制度になつてまいりましたので、いろいろなトラブルとかあるいは要求とか、御本人からの問い合わせとか、そういうことも大変多くなつてくるのではないだらうかというふうに思ひます。

そんな観点から何点かお聞きしたいというふうに思ひます。これだけ制度も変わり、それからできる限り外国人の皆さんにも余り負担がない形で生活をしていただくという時代ですから、やはり負担軽減ということも考えていただきたいというふうに思ひます。

まず一点目は、現在、指紋がカードの表に転写されております。これをできる限り裏にするとか、あるいはすぐに見えにくい形にするとか、やっぱりこの指紋ということが非常に心理的な負担になつていらつしやる方が多いわけですね、プライ

バシの問題にもかかり。そういう意味ではこのカードのつくり方などにも工夫を凝らしていただきたいというふうに思うのですが、その点についてはいかがですか。

○政府委員(本間達三君) 現行の様式におきましては、表面に指紋を転写しているということでございます。先生の御指摘は、例えば裏にそれを持っていたらどうかというような御指摘でございます。実は、今度登録証明書は新しい様式といたしますが、その表面は一般的な登録事項等の記載、それから写真の転写、こういうこと、それから指紋もここに転写するというのを一応私どもは考えております。裏面の使い方というのは、現行もそうでございますけれども、各種の資格の変更あるいは在留期限の更新の問題とかいろいろ変更事項等をそこに多数書かなければいけないということの制約として十分その記載欄をとっておく必要がありまして、また裏面の記載を容易にするための特殊の加工を施す必要がございます。そういう技術的な面から考えまして、指紋だけを特に裏面に転写するということは困難だということに私どもは考えております。

ただ、先生は御本人の心理的な負担の問題というのを御心配でございますが、現行制度におきましても指紋部分が隠れるような登録証明書のカードケースというものを交付いたしておりますが、これと同様の措置をしたいというふうに考えております。

○千葉景子君 この問題は技術的な問題とかいうことではなくて、やはり本人、外国人の方の基本的な人権という観点に立つて、少し技術が難しければその技術を開発をするとか、そういうこともやりながら、できる限り配慮をしていく必要があるだろうというふうに思います。

それから、代理申請ですね、その範囲についてももう少し柔軟に考えてもよろしいんじゃないかというふうに思ふですね。例えば、非同居の家族からの申請、こういうものも一定の範囲で認めてよいのではないかと思います。何か先ほどの家

族事項になりますと非同居の人も出てまいりまして、今度こういう申請などになると非同居家族というものが排除されるという非常に不均衡というところがございます。そういう意味ではそういう範囲を広げる。あるいはもう高齢の方で、例えば八十歳を超えるような方であれば確認申請というものを一定免除するとか、そういう措置も考えていくことができるんじゃないかというふうに思います。

それから、現在、登録証明書の受領のために一度行かなければいけない、二度の来庁という非常に負担がございます。これについてもやはり書留郵便で送付するとか、御本人が私参りですというような場合ならば別でございますけれども、書留郵便を使うとか、そういう形で負担を緩和する、こういうことも検討していただきたいというふうに思います。

今、ゆとりの時代といえますけれども、仕事をされていられる方も多いわけですから、それを二度の手間をかける、しかも何かそれによって楽しいことのために行くというのであればまた話は別ですが、けれども、こういう何らかの強制された義務を履行するという場合ですから、できる限りその点について負担緩和を図るべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(本間達三君) まず、代理申請の範囲の問題でございますけれども、先生御案内のとおり、外国人登録法の十五条にその点の記載がございます。同居をされてない親族の方というお話がございましたが、これは十五条の二項の範囲で記載されております限りにおきまして、その方も代理ということが一定範囲でできるわけでございます。そのほかにも同居者ということになっております。――ちょっと誤りましたので訂正させていただきますが、十五条の規定によって同居人による代理申請を認めているところでございます。先ほど同居人でなくとも申し上げましたのはちよつと誤りでありますので、訂正させていただきます。

この同居人以外の者の代理申請の範囲というものを広げてどうかというところでございますけれども、当該外国人に関する種々の身分事項等の申請にかかわる事項でございますので、正確性を期するという点から申し上げますと、これを安易に広げるといふことについては慎重でなければいけないと我々は考えているところでございまして、現時点においては現行の範囲で代理を認めるというところが適当であるという考え方でございます。

それから、切りかえの義務に関連して高齢者については免除させるなどの配慮ができないかというところでございまして、高齢者についてこれを免除するということは適当でないという考え方でございます。なお、疾病その他身体の故障によつてみずから申請等ができない者については同居する親族というものの代理申請ができますので、この制度によつていただきたいというふうに考えております。

それから、登録証明書の交付に際して郵便による交付というように先生は御指摘になったかと思ひます。二度にわたる出頭というものによる手間を省いてはどうかというところでございまして。現行は、御本人がみずから市区町村の窓口に出頭していただくという取り扱いでございますが、これを仮に郵便による交付ということにいたしますと、郵便というものはやはり事故がないとは言えない制度でございますし、必ず御本人に手渡さるという絶対的な保証というものもないわけでございますので、特にこの登録証明書は常時携帯を義務づけられている関係もございまして、常時携帯義務の履行という観点で悪い影響があつてはいけないと考えておりまして、その点から郵送による交付というのは現時点では適当でないという判断でございます。

なお、昭和六十二年の外国人登録法の一部改正におきまして、新たに交付される登録証明書の受領の場合には、修学上の都合その他やむを得ない事情によつてみずから市町村の事務所に出席でき

ないというときは、本人と同居する者による受領ができるように外国人の便宜を図る趣旨の規定を設けたということは先生御案内のとおりでございます。

○千葉景子君 何か今こうやって細かいことをお尋ねしていますと、実際にお答えになるにも何か一々調べてみないとなかなか細かい点はどうもわかりにくいとか、非常に何か微細にわたつて、何のためにこんな細かいことをやっているんだろとかと本当に率直に言つてそういう気がしてくるわけですね。

例えば、郵便は間違ひもあるかもしれないなどというお話もありますけれども、今実際そんなに郵便事情というものは悪いわけではありませんが、もし届かなかつたら、逆に言えば届かない御本人が居かないよと、そういう話を持つてこられるでしょうし、何か全部悪い方へ悪い方へ、そういうことを考えつつ、細に入り微に入りがんじがらめにしてしまつてゐる。逆にそれによつて窓口であり、御本人であり、負担がふえてしまつて大変嫌な思いをしている、どうもこんな気がしてなりません。

やはりもう一度基本的に、今後、一体どうやって外国人の皆さんに対する対応を考えていこうかということをもう根本的に考えなければいけない、あちらこちらに矛盾が出てきているんじゃないだろうか、そんな気がいたします。

ほかにもお尋ねをしたいことはあるのですけれども、時間の関係もありますし、また他の同僚議員からも質問があるかと思ひますので、これまでの議論とか、それからきょう私が質問させていただいた問題などを含めて大臣にお聞きしたいんですけれども、今後この外国人登録の問題あるいは在留の外国人の皆さんに対する行政のあり方、こういうことをこで一度抜本的に考え直してみよう、こういうおつもりはないでしょうか。

と申しますのは、ずっと審議の中でもあるいは参考人の御意見の中などからも、結局、今回指紋を一部廃止して家族登録などを導入する、それに

よって制度自体が根本的な目的からだんだんずれてきている、あるいはいろんなところにはころびが出ていくということが指摘をされるようになってまいりました。国際的なこういう時代です、それぞれの人權などを配慮して考えたときには、そろそろこの法律も、ここを少しずつ直していく、それによってまた片方にはころびが出る、こつちを手をつければまた反対側からはころびが出てくるということを繰り返すのではなくて、根本的に原則を定めて、そしてそれにのつとつた新しいシステムを検討していく、こういう時代ではなからうかというふうに思いますが、大臣としてはどういふ今後御認識でこの問題に対処をされていくのか、そのことをお聞きして私からの質問は終わりにしたいと思います。

○國務大臣(田原隆吉) お答えします。

今回こういう法改正を出させていたということのは、やはり世の中が変わってきたということ

を反映しているわけでありますが、これからもどんどんすばらしい勢いで変わっていくだろうと思

いますので、そのことは常に念頭にに入れてなければいかぬと私は思うのでありますが、指紋という

万人非常に固定的な、特定の時代も何も影響ない、変わらぬ、こういうものが今まで利用されて

おつたのですが、これを人道的な立場、人權的な

立場等から廃止するとすると、今の段階では、い

わゆる三点セットと称するものがこの場合最高で

あるということを出させていたでいておりますけ

れども、これを実施してみればまたそれなりのい

ろんなことがわかってくるし、それから時代がま

た変わってくるし、そしてその結果を踏まえて、

よりいいものにしていかなければいかぬというこ

とになるのだらうと思います。

よりも大事なことは、私はやはり血の通つた、外

国人の立場にできるだけ立つた運用をしていくべ

きだと、そういうふうになら考えている次第であ

ります。

○千葉景子君 終わらうと思つたんですけれども、

どうも大臣、その程度の御認識じゃ、これからの

新しい問題に対しては私は対処していけないと思

いますね。やはり人間、基本的な人權が保障さ

れていく。そして、日本人であれ外国人であれ平

等にやはり生きていくことができる。こういうき

ちつとした視点を保持して、そして新しいシステ

ムを考えていく、こういうことではないと、とても

とてこれから出てくる問題などには対処をして

いくことができないだろうというふうには私は思

います。ぜひ、大臣にはもう一度勉強もしてい

たい、そして基本的な考え方をまとめていただき

たい、こういうことを要望させていただきますとい

思います。

○國務大臣(田原隆吉) おつしやることはよくわ

かります。私も、外国人と内外平等である、た

だし、日本にいられておる外国人の方は日本人で

ないという点だけが違つたのであつて、そういう

で、こういう制度のもとで同一人性を確保する

ということだけが問題であります。

ただし、気持ちの上では、先ほども申しまし

ように、血の通つた、外国人の立場に立つた気

持で運用してまいって、情勢の変化に応じていく

体制をつくつていくというふうになら上げてお

るわけでございますから、考え方は同じだと思

いますけれども。

○千葉景子君 終わります。

○深田肇君 先輩の千葉議員の方から詳細にわた

つて御質問があり、私もそばで聞いておりました

どうもやっぱり大臣の答弁はただけななと率

直に感じたことを申し上げた上で、ちよつと本論

に入る前に、大変恐縮ですが、次のことについて

法務省の方から御説明なり釈明をいただきたい。

いわゆるこの改正案を衆議院に提出、まあ我々

もいただいたわけですが、そのときに法案上のミ

スがあつたようですね。そしてそれを衆議院では、

資料によりますと修正をする際にうまく法務省は

一括でばつと法案を修正しきれていくようなんで

す。そういうことが事実あるのかないのか、ある

ならこれはどういふことなのかというところにつ

いて、大臣御存じかな、大臣御存じないんじやない

かと思つたりしておりますけれども、御説明いた

だきたいと思ひます。

率直に申し上げますと、改正案では現行法四

の十号のところを全部削除になつてい

ね。削除しますと、そのところは「上陸した出入

国港」の定義規定のところを全部切つちやつたわ

けですから、そうしますといわゆる第十二条の方

は不的確になつちやうわけですね。そこで衆議院

の修正案を見ますと、修正案の中では、これは修

正だからあつちの議院の方がやつたのかどうか

いろいろありましようけれども、いわゆる修正案の

ところで、私が聞くところによると必ずしも公

式的に公開討論を余りやつたようには聞かない

だけども、法務省は定義の規定のところをつ

加えてそして修正案として成立させているとい

ふことのようです。これは事実かどうか聞かせて

もらつて、事実なら今日段階で法務省どう考

えているのか、参議院の法務委員会できちんとした釈

明をいただきたい。

時間がなからちよつと次にどんな行きたい

んですけれども、まずこれを先に、大臣が本

答えるのがいいことなんだよ。

○政府委員(高橋雅二君) 今回、政府から提出

いたしました改正法案においては、従前規定されて

いた、今御指摘のとおり出入国港に係る定義規定

が削除されてしまひまして、この十二条における

「出入国港」というところの定義規定がなくな

つたというところになるわけでございます。

私たちといたしましては、このミスに気がつき

る修正案の中に定義規定を入れるというのが入

つて、審議の上、同修正案が全会一致で可決され

たところでございます。当初案にミスといひます

が、定義規定をきちつと入れておかなかつたとい

ふことは非常に遺憾に存するところでございます。

ただ、衆議院でこれが訂正されましてきちつ

とした形でこちらに送られてきたということにつ

ましては、我々としても非常に感謝してゐるこ

ろでございます。

○深田肇君 これ以上その問題を申し上げる時

間ありませんから、ひとつミスであつたことを認

められて感謝しておられるのであれば、今後とも

慎重にやつていただきたいということを申し上げ

ておきたいと思ひます。

そこで、大臣、ちよつと本論に入りますが、私

は今回の政府提案、今の削除のところのことは別

にして政府提案、そして衆議院における審議、そ

れから修正をした内容、それから附帯決議を含め

て決まつたこと、これをどういふふうな受けとめ

べきかといふことでそれなりに勉強させてもら

いました。同時にまた、本委員会における衆議

院の質問も勉強させてもらつたし、先ほど来は法

律の専門家の千葉議員の方から実に詳細にわた

つて質問をされていくけれども、どうもやはり法

務省の説明については納得できないといふことを率

直に申し上げておきたい。そういう意味からし

ますと、どうも衆議院で決まつてきたことによ

りまして、賛成ができないといふことを私は最初

に申し上げた上で、少し一、二の問題について御

質問してみたいと思ひますので、時間があ

りまして、早くも早くやりますから早く答えてもら

つて、多くのことが討論できますようによろしく

願ひしたいと思います。

そこで、まず最初に大臣に聞きたいんです。こ

れはもう大臣です。

どういふことを討論してというよう内容について報告が上がっていますか。

なぜこれを聞くかといったら、これは大変なことなんです。こんなに、衆議院で全会一致なり満場一致なり、それからいろんな表現はあろうけれども、それについて当事者だとか一緒に人権問題を考える方々にとっては、驚くような意見の違いがここで明らかになったと思えますから、必要なら後で説明しますけれども、報告が上がっているかどうかをひとつ大臣から聞きたい。

それに関連して、四月十七日以降きょうまでの間に、いわゆる法務省、これは大臣は忙しいから法務省でいいと思いますけれども、在日の外国人の方々やそういう団体、それから人権問題を考えるこの外登法の問題について真剣に考えたり生活して頑張っておられる方々の陳情だとか要請だとか、中には言葉では抗議とかいろいろありましようけれども、そういったのを四月十七日以降どのくらい法務省にはきておりますか、この二つについて教えてください。

○國務大臣(田原隆吉) 先ほどの集会の件については新聞報道で確かに見た記憶がありますが、事務的には報告は上がっておりません。

それから、詳細については後ほど政府委員からお答えしますが、陳情は私に対して二件ございしました。

○深田肇君 次に、五月十二日に本委員会で参考人の先生方にお出かけたいただいて長時間にわたって御意見を伺ったんですが、そのときは大臣は衆議院の方のためにここにいらっしやなかったんですけれども、このときの話も正確に報告が上がっていますか。上がっていたら、それに対しての感想をどういふふうに今大臣は持っておられるか、これをちょっと聞いておきたいのであります。

私はどうも、本当に意外と言っちゃ失礼かも知れませんが、参考人五人の方のうち四人は今回の政府提案、もつと言えは衆議院での修正可決含めてこれはあかんで、こういうふうにおっしゃった。しかも、その中には外国人の方が二人

いらっしやる、こういう状況です。そして、同時にまたもう一人の方は、やっぱり将来的には指紋制度はなくした方がいいと思うよと、ここでおっしゃる。もう五人全部そんなんです。こういう報告を正確に聞いておられるかどうか。聞いておられたら、今大臣はこの委員会でもどういふふうに自分の感想や考え方を言ってくれるか、ひとつ聞きたいと思ふんです、大臣に、大臣に。

○國務大臣(田原隆吉) 正直に申しまして、私は連日何らかの委員会に出されておりますし、その他の公務で、まだ報告を受けておりません。いずれこういうことは必ず受けるはずでございます。いずれこれじや遅いじやないか」と呼ぶ者あり)しかし、まだ現在受けておりません。

○深田肇君 これが問題なんです。これは局長を初めとする皆さん方の批判をしてもしょうがないんだけれども、それはきょうはちゃんと聞いてもらって、大臣を含めてこういう質問が出ることはわかってるんだから。もつと言え、きのう質問をとりに来られた方に私説明したんだから、これを聞きますよと言つて。そうしたら、大臣の方は忙しいかも知れませんが、報告を聞いていましてと正直におっしゃる。また適当に局長が答弁してごまかそうと思つているかも知れぬけれども、それはいかに。その点については別の機会がありましようから、きちんとしたそのことについての御意見をいただきたいと思ひます。そのことを申し上げて、もう時間がありませんから、次々とたくさん言いたいことがありますから、その次に入りたいと思ひます。

そこで、この機会に、四月十七日のことは新聞報道で見られたと、正確な意味においては報告は上がっていないということですから大変恐縮ですが、けれども、自民党の先輩、同僚の議員の方々にも御理解いただくことが大変大事なことでありふうに思ひます。

ということは、前段申し上げたように、四月十七日はいわゆる我々の同僚でもある衆議院において満場一致で可決されてきたということになって

いるものですから、それについて、冒頭申し上げたように、意外と言っちゃ失礼なかも知れないけれども、そこにいらっしやる方々なり、それから外の方がそれを聞いたら怒られるかも知れぬけれども、本当にもう全面的な違ふ意見を持つて怒りを込めて集会をやっているんです。この事実は、少数意見だとかそんなものは問題にならぬというふうにあなたが言うかどうか知りませんが、けれども、これはとんでもない事件が今起きていると考えにやいかぬ、これは深刻に考えにやいかぬというふうに私は議員の末席を汚す立場としても感じるし、日本の国民の一人として人権問題はもつと深刻にまじめに取り組まないとこれはいかぬぞという感じを持っているわけでありまして、その上に、前段申し上げた参考人の話をここでじっくり聞かしてもらつて、参考人の方々があれだけはっきり物を言われたということになる、これはひとつもう一遍考え直したり見直したりすることが必要なんじやないかと思つています。

そのことを申し上げた上で、ちょっと時間がありませんけれども、ばつぱつとやりますからおつき合いをいただきたいというふうに思ひます。いわゆるその集会には、もう一遍言ひますけれども、指紋制度廃止ですね、それから常時携帯制度を全廃せよ、「外国人登録法の抜本的改正を求め中央集会」、名前だけでなくたくさん人が集まっておられる。これは会場や等々は言ひませんが、これはちゃんとした公開の場でやっているんです。それが開催された。そこではアメリカの方、スペインの方、中国の方、韓国の方、朝鮮の方、朝鮮の方は十六歳、それからビルマの方、ドイツの方、こういう方々が出席して発言をされる。もちろん、それと連帯している人権問題を考へている日本の方々がたくさん参加している。しかも、はつきり申し上げますが、日本社会党はそこへちゃんと主催者及び来賓祝辞で行っている。そして他の会派の方々もそこに出られるという状況で集会なんですということを、まづイメージとして頭に入れてください、時間がありませんから。

ところで、そういう意味合いの中で、ちょっとこれは大臣にはこれから正確な報告が上がると思ひけれども、この機会にちょっと簡単に一つ二つ御披露申し上げておきたいのであります。その集会の実行委員会を代表した人、固有名詞は言ひません。その実行委員会を代表した人はこう言っているんです。「政府・法務省の外登法「改正」案は、本日午前の衆議院・法務委員会において修正、附帯決議が加えられ可決された。私たちは、この内容を残念に思う、これは第一行です。ばしっと一発入っている。これは私も、この文章なりそのとき耳に聞いて驚いたわけでありまして、同時に「政府・法務省の「改正」案は」というところから本人たちの主張がそこに入るわけでありまして、「在日外国人と私たちの運動の、真意をくみ取らず」、「真意をくみ取らず」、これ文章に入っちゃっているんだから、印刷物ですから。もしこれを酌み取つていらないんだというなら酌み取つていって反論せにやいかぬし、それであなたたちは間違っていると言わにやいかぬ。私は、きのうまでの説明を聞いておつても、今の千葉議員とのやりとりを聞いておつても、これは本当に真意は酌み取つていないというふうに彼らが言うのはもつともだと思ひ、日本政府は考えにやいかぬ、我々議会側も考えにやいかぬということを感じているというところで、ここで強調しておきたい。

また、こういうことも書いてある。「国際人権規約に基づき、法のもとでの平等を実践するために在日する欧米人諸国との協議も行うことがなかった、協議がなかったらしいですね。欧米、いわゆる韓国、朝鮮の方以外の欧米の方々と、日韓覚書の関係がありますから、そこだけだということをやちゃんと指摘されちゃっている。これはもうはつきり言わなくてもええ、きのうも参考人おっしゃったけれども、差別発言を使っちゃいけませんからちょっと微妙な言い方をしますけれども、やっぱり十分だね、対応の仕方が。全体の世界の国との間をどういふふうに日本が対応するか、この国際社会において日本が平和国家として人権

国家として登場していこうとするなら何をすべきかということになってきたら、やっぱりはっきり申し上げて日韓の覚書に基づくようなそこだけじゃいけないじゃないかというところは、これは彼らが指摘するのは当たり前のこと。それはこれだけの国の方が集まっているわけですから。まあ時間ありませんから。

そういう意味では、本人たちはおっしゃっているのではありませんが、一九八〇年の在日韓国人が「たった一人の反乱から」という言葉でやってきたものだ。これは韓国人、朝鮮人の、いわゆる良心と人間の尊厳をかけた闘いであつたと、そう思っている。我々もそう思っている。私は議員になるまでこれ一緒にやってきた方だから、国民運動局長というポストにいてやってきたからよくわかりますが、本当に彼らの叫びは、本人たちの問題だけじゃないんです。日本はこうあるべきだ、世界は平和のためにこうあるべきだ、人間社会はこうあるべきだとか叫び声を上げているんだから、単なる要求闘争じゃないんです。これは参考人の方もおっしゃったけれども、もう思想の問題なんです。

だから、国際情勢が変わってきたと大臣はおっしゃるけれども、変わってきたことを認めた上でも、ただ変わってきたから量的に何とかならいいという問題じゃなくて、もう抜本というかな、全面的に見直すか、やり直さなきゃいかぬというのが今の我々の指摘だ。このことをまたせつかく決めたその日の晩にそれはあかんぜと言われているというところについて反省せよいかぬと思いますね。

以上申し上げた上で、時間がありませんから、本場に立派なことをちゃんとやってもらえますよ、間違ひは一つもない。「共に生きる」社会を創造しようとしてやっているものであつて、私個人が、我々が在日の外国人が差別されているというそこだけを言っているんじゃない、「共に生きる」社会をつくろうとしてやっているんだということとをちゃんと書かれている。そういう状況の中で、

指紋押捺、常時携帯の義務と重罰を廃止した抜本改正がなくてはならない。これは我々の要求であるし、我々の気持ちであるということもきちんと書いておられますね。

そういう意味からすると、私は主催者側が開会に当たつての話を一、二ここに挙げましたけれども、時間がありませんから多く言えないんで、いろいろしながら言うのですけれども、こういう指摘もあるんですよ。戦前の植民地支配によって在日を余儀なくされた韓国・朝鮮人に対するものがあるじゃないか、この歴史的な責任を認めなきゃならない。それを全然認めてないじゃないかと、今度の改正案は。こうなると、竹下元総理大臣からこの前の海部総理大臣もいろんなことでアジア諸国に対して、南北の朝鮮に対して発言したことなんていうのはどこに生きているのか、法務省はどう考えているのかという指摘をまたされちゃう。こういうことを私はそのときの印象としてたくさん持ったということをおし上げておきたいと思ひます。

こんな機会がありますから、大変一方的にしゃべって申しわけないんですが、おととい参考人の生に話を申し上げておきたい。

ことし日本で生まれた娘が十六歳になります。指紋押捺の時期になっております。自分の意志で日本永住を選んだ私とは、また別の立場で押捺を強要されることは納得がいかない。これは本場に正直な話でしょう。これはどうするか、技術論じゃなくてね、技術論は千葉議員がどんどんやられましたから、そこはそれにします。

それから、私は二十五年間日本に滞在しておりますが、指紋を九回ほどとられました。毎回押捺を拒否してきたということで指紋押捺制度の終止符を打つ機会だと思つたから、今度の改正案を期待しておつたが、やっぱり残っちゃった、こう言われているんですね、外国の方が。それは一人二人の声じゃなくてここにもたくさん列挙されているけれども、たくさんものがある。

それからまた、こういうことがあるんですよ。常時携帯義務は指紋押捺以上に屈辱的な強要だと思ひます。それは本人がそう思っているんだと反論されるかも知れませんが、思っている人が事実あるんだから。しかも、本人が堂々と発言され、堂々と印刷物になつていようとするならこれに日本の政治はこたえにやいかぬと思ひます。いろいろな例をたくさん挙げたのでありますけれども、時間の関係ありますから、省略をせざるを得ないのであります。一回大臣の部屋へ行つてこれ全部渡したいと思つてゐるんだ、私。

とても厳しい審査を受けて、今は永住資格を持つています。外登証の切りかえに指紋が不要になるのはうれいのですが、それが限られた人たちだけの特権ではうれしさが半減します。在留資格と期限更新時にいつもとても厳しく審査した結果の在留許可なんです。想像できますね、審査された結果の上での在留許可です。指紋は嫌がらせ以外の何物でもありません。人権に鈍感な日本人の意識はいつ目覚めるのでしょうか。あきらめず声を私は出し続けるしかないと思つています、ということをやばり外国人の方に言われちゃう。

これも一部の声というかも知れませんが、私は一部でないということをよく書類を上げてもらうと同時に、大臣にこの機会にお聞きいただいて大変恐縮ですけれども、先輩議員、同僚議員の皆さん方にもお聞きいただいたわけでありまして。

以上申し上げた上で、その集会でもちろんのことに印刷物があるんです。これも長くやると時間がありますから、かいつまんでポイントを言います。もちろん今申し上げたような経過での集会で集まつた方々がいろんな討論をされて、まあちょっといいんじゃないかという意見もあるわけですね。そうじゃないかという意見もあるわけですね。そういうことをずっと集約した文章としての結語です。結語はこうですね。「今回の「改正」案が改悪でしかないとして、あ

くまで反対してきた私たちはこれに強く抗議すると共に、参議院での廃案を目指して、更に継続した闘いの決意をあらたにするものである」と、外国人の方と日本人の方が一緒になつて決議して我々にそのことを要請されているということとを、政府に今この場をかりてもう一遍申し上げておきたいと思ひます。

そういうことの中から、彼らはずっと分析をして、自分たちが今申し上げたようなことを全部分析する中から、これがどうして改正ということができるんでしょうかと、こういう結びに入つていくんですね。

それから、三月二十七日から始まつた法務委員会の審議の中で政府・法務省は、これはもう先輩議員なり同僚議員がどんどんやられました。今までは永住者だからこそ指紋が必要だと言つてきた従来の答弁を態度もなく変えて、永住者は定着性があるからいいんだ、非永住者は定着性がないから指紋でなければ同一人性が確認できないという言い方などをやつてきたときは、もう何を言っているのかと私たちは思ひましたということをもう明確に、言葉の使い方は慎重にやりたいんですが、はつきり言えば、原休職者であるけれども、法律的にも政治的にも素人ではいられないかも知れませんが、その方々がもうこれを見抜いてやられているんですよ。そして、こういうことがやられているよ。こういうものが公然と集会で確認され、日本のマスコミがそのことを知つていとなつたら、やっぱり本委員会も考えにやいかぬし、政府はもっと責任を自覚するべきじゃないかということとを私は強調しておきたいと思ひます。

たくさんのお話をしゃべりたいのであります。そういつたことを含めて、もちろん彼らは衆議院における参考人の発言なんかも皆引用されていますから、そういう意味合いの中で言われていることは本場にもっともなことが多い。これは、同僚議員も何回か今までの質問の中でも話があったり、参考人との意見交換の中でおつしやうていましたけれども、できることならもう一遍出直

することができないのか。ここで今回のことは本委員会の中で附帯決議をやるのかいろいろなことがあるだろうけれども、もう一遍ひとつ十分我々と政府が話し合いをして、こういう声にこたえるためににはどうしたいのか、急ぐことないじゃないか、秋の国会でやっつたていいじゃないかというところまで実は感じていることを申し上げて、とりあえずその辺について、大臣でも、これは局長がやるなら局長でも結構ですが、ちょっと御答弁いただきたいと思っています。

○政府委員(高橋雅二君) 四月十七日の会合につきまして、先ほど大臣からお話がありました。が、そういう会合があるというところは新聞で知っておりまして、どういふ結果になったのかというのには直接伺っておりませんで、今その結果を伺いまして、非常にありがたいと思っております。

その後、四月十七日以降に法務大臣あてに要請書二件あったということを大臣から先ほど申し上げましたが、その要請書の中でも、今先生おっしゃったような趣旨が盛り込まれております。すなわち、すべての外国人に指紋を廃止すべき、それから外国人登録証明書の常時携帯・提示義務の適用を廃止すべき、それから罰則を行政秩序程度にとどめるべき、こういうのが主たる内容で、私たちがもうそういうふうな受け取っております。そういう代表の方々とお話をしております。そういう御意見は十分拝聴すると同時に、この法案改正に至る経緯、それから内容等につきましていろいろ理解を求めべく私たちの方も御説明したところでございます。

いろいろ御批判はあるかと思いますが、先ほど大臣から申し上げましたとおり、この政府案というのが一番我々としては現時点における最善のものというふうにご覧してお出ししているわけでございます。

それから、韓国との関係で二年以内に、すなわち来年の一月十日までにいわゆる在日韓国人の方々の指紋押捺を廃止するという、こういうコ

ミットメントがございますので、今の案、衆議院で修正されておりますけれども、この案に基づきましてできるだけ速やかにこれを成立させていたきたい、こういうふうに切に願うところでございます。

○深田肇君 言葉のやりとりを余りやるのは私は好きじゃないからあれなんだけれども、あることは報道で知っておった。知っておったけれども、きょう私が言うまでは調べてもなければ事情聴取もしない。これが問題なんだよ、これが。あなたたちは一番自分が正しいと、専門家だと思っているかも知れないけれども、対象者がだめだと言っているんだから、その会合が四月十七日にあるとわかっていたんなら、十七日の真夜中でも十八日の朝でも、それはマスコミでもいいし、皆さんを使つて、深田どうなっているの聞いてくれないわけなんだよ。それがいわゆる人権問題なんだろう。

だから、大臣が言うみたいに血が通うといつたって、血は通つておらぬじゃないか、これじゃ。今の局長の答弁、私は言葉を抑えるわけじゃないが、あることは知っておった。で、きょうまで別だと、こう言うんだらう。この姿勢じゃ血の通うという法務大臣の気持ちは全然局長には通じてないと思ひます。本当にこの点は、まあやりとりしてもしょうがないけれども、よく考えたいだいて対応した方がいいんじゃないかと思ひます。

それから二つ目の問題は、これも言葉の問題かも知れぬけれども、よりいいものをつくらうとしていんだから、それは二年間の約束があつて、来年の一月に間に合ふそうと思つたらそこでやっちなまにやいかぬということがあるかも知れぬけれども、今PKOでもお互いに苦しんでいるわけだから、それと同じように、よりいいものをつくらうというんだからいいじゃないですか。韓国政府によく話をして、どこかで約束してことしやっちゃうと言つたかも知れぬけれども、秋には

最大努力するからと。それで韓国は絶対だめだと、約束違反だと、日本政府けしからぬと言つて抗議文が来るのか。私はそんなことないと思うな。よりいいものをつくらうというんだから。あそこ書いてあるとおりのことをもつと具体的なものにやろうと思つていんだ。やるなと向こうが言っているなら別だよ。指紋押捺制度を残せと言っているなら別だよ。それをなくしましうと書いてあるんだから、海部総理が行つて。

だから、そういうことなんかもどうも私は、これは先達議員の前で申しわけないんだけれども、一年生議員だからこういうことを言うのかもわからぬが、どうも議会のやりとりというのは大衆や民衆から見たらわからぬことが多いよ。言葉のやりとりは。今の説明なんか黙つておつたらそれで終わっちゃうんだ。黙つておれない、私はそういうことは。こんなものは集団交渉をやつたり、それから労働組合での団体交渉なんかやつたらそんな言葉ではおさまらないよ。そちらも上品におつちやるしこつちも上品にやつておかにやいかぬから、上品に会議が終わつちやうから、委員会というの。だからそれで終わるのに見えるけれども、これが本場の現場でのやりとりだったら今の説明で終わらないと私は思ひますよ。

したがって、そういうところはやはり、このいわゆる開かれた政治であるし、それから議会というものが大衆とともにやつていく、民衆とともに一緒に議会制民主主義を確立していくということであるなら、私のように大きな声で言葉を強く言うのはいけないことだというふうに反省しますけれども、やっぱり中身はもつと、これも叫び声として聞いてください。こういうのはもつと深刻に真剣にまじめに、言葉を返すようだけれども血の通う政治をやるといふならこれをやらにやいかぬだらうと今思つておるということを申し上げておきたい。

最後に全部まとめて大臣からいいお話をいただきました。時間がありません、次に行きます。

次に、これはちょっと外務省とも話をしたりいろいろしていただきましたけれども、いわゆる一九九〇年の九月二十八日、これは日朝関係に関する三党、いわゆる自民党さんと日本社会党と朝鮮労働党、三党が共同宣言をサインした日なんです。内容は省略しますが、今日まで北京で、きょうもやっておりますけれども、外務省関係についてやりとりがあるだらうと思ひます。これはどういふことか、やりとりがあるのか。昨日ちょっと何うところによると、どうも外務省に聞いても何かわからぬとおつちやるけれども、それは私は先に言つておくが、外務省に聞かなくやわからぬじゃ困るので、外務省も法務省に言わにやいかぬし、法務省も外務省に言わにやいかぬだらうと思つていふ立場を先言つておきます。時間がありませんから、ここで駆け引きをしてあなたの言葉を引き出してもしようがないことだから、そういう意味では、ひとつどういふことが今やりとりがあるかといふことを一言でいいです。簡単に聞かせてください。

○政府委員(高橋雅二君) いわゆる日朝交渉において具体的にこの外務省の問題が提起されているというふうなことは私たちとしては聞いておりません。

○深田肇君 じゃ、日本社会党という立場で申し上げますけれども、外務省問題については第三回目ぐらゐのときに正式に朝鮮民主主義人民共和国の方から外務省問題が今日日本の中で論議をされているようだという意味合いで提起をされているということは我々聞いています。これは党の関係でしたがって、ぜひひとつ調べていただきたい。

私は、日韓覚書との関係を含めて、いわゆる国連加盟をされておる朝鮮民主主義人民共和国との今国交正常化に向かつて話をしている過程で、それから三党共同宣言は、きのう法務省の方が御存じでいらつしやるのか謙虚な顔でおつちやつたもので、それからコピーをして差し上げました。いろいろ省略しますが、時間ありません、これも省略しますが、新聞報道にたくさん書

かれたように、戦前三十六年間の日本のいわゆる
あの植民地支配に対しての反省をする、戦後の今
日までの間におけるいわゆる差別を初めとするい
ろんな問題についてもこれも反省をして謝罪をし
なきやならぬ、償いもしなきやならぬということ
を三党確認をした。なおかつそれに基づいて、御
承知のことと思いますが、元総理大臣の竹下さん
が予算委員会でのことを発言される、その後海
部総理大臣が親書を、当時の肩書は元副総理で
すが、金丸先生に託されて、そして相手方にそのこ
とをやっていくと。もう三党共同宣言の文書の中
に入っているんです。こんなものは本当は共同宣
言に入らぬものだったけれども、自民党さん
も入れてもいいだろうと、自分から入れようと
おっしゃるものだから入っちゃったんで、そうい
うことまで書いてある文書がある。

その中でくだりを、前提を申し上げた上で具
体的なことを紹介しておきますが、四の項目に
「三党は、在日朝鮮人が差別されず」、「されず」で
すよ、「その人権と民族的諸権利と法的地位が尊
重されるべきであって、日本政府は、ここに「日
本政府が入っている」、「日本政府は、これを法的
にも保証すべきであると認める」ということを金
丸信さんがサインした。一個人でやったと言いま
すか、自民党がやったんで政府は関係ないとお
っしゃいますか、そうはいかぬでしょう。と考
えま
すから、そうすると「政府は、これを法的にも保証
すべきである」ということを確認したのが今から
一年半、二年ちょっと前ぐらいになる九〇年の九
月二十八日であるということになり、今日まで約
七回、八回にわたってのいわゆる交渉があるとす
るならば、今回の、本当のこと言えば今回の皆さ
んが出す案のときにはこのことも十分参酌されて
やっておられるんじゃないかと思いますが、これ
はもう全然気にもとめなかったことですか、とめ
られて案をおつくりになったんですか、事務的に教
えてください。

○政府委員(高橋雅二君) 直接的には、今回の改
正案は昭和六十二年の一部改正案の成立の際の衆

参議院法務委員会におきます附帯決議及び日韓の
覚書に基づくものでございますが、この案の作成
の段階におきましてはいろいろな意見とかいろい
ろな考え方、いろいろな情勢を考慮いたしたところ
でございます。当然この三党の共同声明とい
いますか、こういうのも一つの参考とさせていただきます
ただいたるところでございます。

それで、この提出しました内容は、いわゆる在
日韓国人に限らず特別永住者及び永住者というも
のに新しい制度が適用されるということになって
おりますので、今先生のおっしゃいました三党の
声明に反するものではないと、こういうふうにと
えておるところでございます。

○深田肇君 時間がなくなつてしまつたんで残念
なんですありますが、これもまあ言葉の問題ですけ
れども、参考にしたということとはまあまあ言う
ところの、日本語で言えば参考にされたんでし
けれども、参考にしたということになると本
に十分だと。参考にしていないと言われれば
そうかと、じゃ参考にしてもう一遍考え直してはと法
務大臣に言おうと思つたが、参考にしたとな
る、参考にしたならこれはもう十分さわるな
というふうには私は逆に言わなければい
かぬ、今私の意見として申し上げておきたいと思
います。

そして、残り時間あと一、二分であります
が、四月十七日の話を中心としてやつてまい
りましたけれども、五月十三日の日付で、在日大韓
基督教の総会の名前が私どものところに要請書が
来ました。これも明確ですね、四月十七日より
もつと鮮明だと言つてもいいと思うけれども、こ
れもう明確に書いてありますね。

「四月十七日、衆議院において」云々とありま
して、この決定は「倫理的誠実さと正当な論理に欠
けた」改悪法案だと言わざるをえません」と、こ
こまで決めつけられているんだからね。これは大
臣、深刻に考えにやいかぬ。これは間違ひなら
ないのか。それは衆議院の附帯決議、五年後にはも

う全部おっしゃるとおりなるでしょうという約束
できるかどうかということにも関連する。私は、
五年などと言わずにもう今取り下げてやり直した
らどうかと言っているんだが、それはまあい
ろんなことがありましようから私の意見として
言っておきますけれども、私は、こま当で当事者
の方々がおっしゃっているとするならば大変なこ
とだと思います。

しかも、もうこの団体なりこの個人の方も
おっしゃいますけれども、長期滞在者、永住者だ
からこそ指紋が必要だとしてきた答弁に変わって
うなつたことは、全く論理的に破綻をした説明で
あつて、繰り返してこれはどうにも信用でき
ないと言つちやつておられるんですよ。これじゃだ
めだ、こま当で思われてしまつてはと、私は率直
に思います。

あとは重複項目だから省略いたしますが、そ
で附帯決議に関連をしてこれまたしつかりと書い
ておられるんですね。衆議院の附帯決議において
施行後五年を経た後に速やかに制度のあり方を検
討するとされておられるけれども、一体いつまで私
たちはこの排外主義、それは自分がそう思うんだ
とおっしゃるかも知れぬけれども、私は本当に日本
の政治の方が誤りがあると思う。彼らの指摘を認
めざるを得ないと思つておられるから言うんだけ
ども、いつまで私たちがこの排外主義、差別的な管
理、抑圧制度のもとに生きなければならぬのでし
ょうかと質問されたら、私は本当に彼らの気持
ちをわかに質問されたら、これは本当に彼らの気持
ちをわかに質問されたら、これは本当に彼らの気持
ちをわかに質問されたら、これは本当に彼らの気持

いつまでということがあるんだから早い方がいい
い。早いうちに何と出ると今大臣から言葉
もらえらるなら安心だけれども、いつまでたつ
てそれは物の考え方の違いだといふんであれば、
これは大問題だと私は思います。

時間がありませんからこれでやめますが、本
当は一九八七年の衆議院、参議院の附帯決議と今日
の關係、そしてそれだつての衆議院における附
帯決議をどういふふうにこれからやるべきかとい
うことなどについて話をしようと思ひましたが、持

ち時間参りましたのでやめますが、最後に申し上
げましたように、五月十三日の在日大韓基督教
総会の決議というものは、より私は深刻に受けと
めて対応すべきものだと思うといふことを最後に
申し上げて、大臣に積極的なお言葉をいただけれ
ばありがたいと思います。

○国務大臣(田原隆吉) ただいま深田先生から、
大変短い時間でございましたが、いろんな点を御
指摘いただいて大変ありがたうございました。私
ども、運営に当たりまして、できるだけ先生のお
気持を尊重しながら、血の通つた人道的な立場
で運営に当たりたい、そういうふうにと考えてお
ります。

○深田肇君 終わります。

○委員長(鶴岡洋君) 午前の質疑はこの程度にと
どめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

午後一時二分開会

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから法務委員会を
再開いたします。

休憩前に引き続き、外国人登録法の一部を改正
する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野村五男君 質問させていただきます。

外国人登録法の改正案の審議が現在行われてお
りますが、外国人登録法に限らず、現在外国人に
関する各種の立法は、我が国の国際化に伴う在留
外国人の増加とその活動内容の多様化に伴い、本
来その法の予定していないような状況が生じるな
どして、対応に苦慮するようになさるような問題が
生じてきております。

これは外国人登録や入管行政に限らず、労働、
福祉、厚生、治安その他いろいろな行政分野にお
いても同様であります。こうした状況のもとで
こうした問題に対する対応はいかにあるべきかに
ついて、国民さらには諸外国の関心が非常に高
まつてきており、このような状況のもとで行われ

ている今回の外国人登録法の改正もまた非常に注目されているものであります。

ところで、外国人登録法の目的を見ますと、「在留外国人の公正な管理に資する」とあります。この規定は、外国人登録法制定から現在に至るまで変わっておりませんが、制定当時と現在とでは在留外国人の数の活動内容も全く異なっているのではないかと思います。

そこで、まず最初に、二十年前と比較した我が国での外国人登録数の推移について、国籍別、在留資格別を含めてお聞きします。

○政府委員(本間達三君) お答えいたします。

平成二年末現在におきまして、外国人登録者数は百七十五万三千三百七十七人でございます。二十年前は昭和四十六年でございまして、このときの登録者に関する統計がございまして、恐縮でございますが、二十年前、昭和四十四年の統計によつて申し上げますと、当時の外国人登録者数は六十九万六千四百五十五人となっておりまして、平成二年末現在の数は二十年前に比して五四・四％増加しているということでございます。

次に、国籍別で申し上げますと、二十年前の昭和四十四年におきましては、韓国、朝鮮が六十三万三千七百七十二人でございまして、次に多いのが中国の五万一千四百四十八人、次いでアメリカが二万六千四百四十四人、次にイギリスが二千八百五十五人というふうになっております。韓国、朝鮮の方々の占める割合は全体の八六・七％に及んでおります。

平成二年末現在におきまして、韓国、朝鮮の方々が六十八万七千九百四十人でありまして、以下、中国が十五万三千三百三十九人、ブラジルが五万六千四百二十九人、フィリピンが四万九千九百九十二人、アメリカが三万八千三百六十四人という順になっております。全体的に見まして、韓国、朝鮮の方は全体の六四％を占めて、依然として多いわけでございますけれども、中国、ブラジル、フィリピン、アメリカといった登録者数の方が増加しているという傾向が見られます。

次に、在留資格別で見ますと、昭和四十四年には、戦前から我が国に在留している韓国、朝鮮人の方とその子孫の方などの永住者等の数が六十一万二千九百六十八人と最も多く、次いで、現在で言いますところの家族滞在といいますが、要するに在留資格を有する者の被扶養者の資格を持つておられる方が九千六百七十六人、次いで宗教活動が五千五百二十一人、留学生が三千六百八十二人、商用入国者が二千九百九十四人というふうになっておりまして、永住者等が全体の八八％を占めておりました。

他方、平成二年末では、永住者等が六十四万五千四百三十八人でございまして、次に多いのが就労が認められている者が六万一千五百六十五人、次いで留学が四万八千七百七十五人、それから就学が三万五千九百九十五人、研修が一万三千二百四十九人でありまして、全体的に見まして、永住者等の数が全体の六〇％という割合で、依然として多いわけでありまして、他方、留学等一般の在留者の外国人登録者数の数が、合わせまして四十二万九千八百七十九人となっておりまして、構成比の面で、二十年前の二一％から四〇％に増加しているという状況が認められるわけでございます。

○野村五男君 あわせて、新規に我が国に入国する外国人の数の推移についても、同じく二十年前と比較して、国籍別、在留資格別を含めて説明願います。

○政府委員(本間達三君) 平成三年中の統計で申し上げますと、平成三年中の外国人の新規入国者数は三百二十三万七千八百七十四人であります。二十年前、すなわち昭和四十六年におきましては五十二万五千九百六十三人でございましたから、約六倍の増加となっております。

二十年前、昭和四十六年の新規入国者数を国籍別に見ますと、米国が二十六万七千二百九十二人と最も多く、以下、韓国、台湾、英国、旧西ドイツという順になってございます。

欧米諸国からの入国者が全体の七割弱を占めていたわけでございますが、平成三年の新規入国者

を国籍別に見ますと、韓国が七十九万五千四百九十六人と最も多く、以下台湾の六十三万六千九百九十九人、米国の四十九万五千八百四十二人、以下、香港、タイ等の順になっておりまして、アジア諸国からの入国者の増加が顕著になっております。すなわち、アジア諸国からの入国者は二百一十五万五千五百七十三人で、全体の六五％を占めるに至っております。

また、新規入国者を在留資格別に見ますと、二十年前の昭和四十六年には、通過、観光目的の者が三十六万八千三百三人、構成比として七〇％でございました。これが最も多く、次いで英語教師等特定の在留活動をする者で法務大臣が特に認める者といふものが六万七千二百六十六人、短期商用等を目的とする者が四万七千八百五十三人、長期商用を目的とする者が一万四千六百十三人という順序になっておりました。

平成三年には観光、商用等を目的とする短期滞在者が二百九十七万九千五百四十七人、全体の九二％に及び最も多くなっております。これは傾向としては二十年前と変わっておりませんが、他方、興行あるいは人文知識・国際業務、企業内転勤等、就労が認められる者が増えている。一般的な在留資格で入国している者が十一万一千七十三人、また研修が四万三千六百四十九人、日本人配偶者等の在留資格を持つている者が二万二千八百二十人、就学が二万六千五百五十四人と、その活動内容が多様化しているということがあらわれております。

○野村五男君 かように我が国での登録外国人人数及び新規に入国する外国人人数とも大幅に増加しており、また、これらの人々の在留活動の態様も大きく変化してきているのであります。かかる情勢の変化をも踏まえて、外国人登録制度がどうあるべきかについて検討されていかなければならぬと考えるものであります。

今回の改正案は、昭和六十二年の外国人登録法の改正の際の衆参両院法務委員会における附帯決議と、昨年一月に海部前総理が訪韓した際に決着

した日韓法的地位協定に基づく日韓両国間の協議の結果を踏まえたものであるという改正の経緯はこれまで何度もお聞きしているところでございますが、具体的に昭和六十二年の改正以後、どのような検討作業が行われてきたのか、その概略についてお尋ねしたい。

○政府委員(高橋雅二君) お答えいたします。

今回の改正案の策定に当たりましては、前回の改正の後から、法務省内における検討委員会等の場で指紋押捺にかわり得る新たな同一人性確認手段の研究開発に着手する一方、その過程で、制度全般にわたる意見交換の場として有識者で構成される懇談会を設けまして、あるいは地方自治体や各種外国人団体等からも幅広く意見を聴取しているところでございます。さらに、改正案策定のため参考とする目的で、諸外国における外国人登録の法制度に関する調査を実施したところでございます。

○野村五男君 今回の改正案は、指紋押捺にかわる手段を写真、署名及び家族事項登録の複合的手段としているわけですが、これが外国人登録制度の同一人性確認手段として合理性を有するものであるとするならば、諸外国においてもこのような手段を採用している国がかなりあるはずだと思います。もちろん、外国人登録制度は外国の特性や歴史性を反映しており、全く同じ制度というものは考えられないわけですが、我が国の外国人登録制度を諸外国から見た場合、外国人の権利に十分配慮した合理的なものであるという印象を与えるか、あるいは何となく理解しがたい制度であると感じさせるかどうかは、我が国の制度が諸外国において類似のものがあつて理解しやすいものであるかどうかということがかなり影響すると思えます。世界に全く例のない制度であれば、諸外国にその制度を理解してもらうだけでも大変であり、無用の誤解を生む可能性も否定できません。

こうした点を考えますと、今回の制度改正を行うに当たっても諸外国の外国人登録制度について調査されたと思うわけですが、いかがですか。調

査されたとしたならば、どのような諸国を調査されましたか、お伺いします。

○政府委員(本間達三君) お答えいたします。

平成二年度でございますけれども、外務省を通じてましてアジア、ヨーロッパ、南北アメリカにわたりまして計四十六カ国につきましてそれぞれ外国人登録の方式あるいは外国人登録における同一人確認の手段等に関して調査を行いました。その調査の結果として、指紋捺捺制度を採用している国といたしましては、米国、メキシコ、韓国、インドネシア、エジプト、ポルトガル、スペイン等の十九カ国であるということが明らかになりました。

○野村五男君 その調査の結果、指紋捺捺制度を有する国はどの程度ありましたか。また、その主な国の名を幾つか挙げていただきたい。

○政府委員(本間達三君) 失礼しました。ただいまお答え申し上げましたとおり、指紋捺捺制度を採用している国といたしまして、米国、メキシコ、韓国、インドネシア、エジプト、ポルトガル、スペイン等十九カ国がございます。

○野村五男君 もうちょっと大きな声で答えてください。

外国人に指紋捺捺をさせるのは法のものに平等に反するとか、外国人の品位を汚す行為であり国際人権規約B規約上も問題であるという議論がありますが、私は、指紋捺捺というのは外国人の同一人性を確認するための極めて技術的な制度であつて、国際人権規約B規約に抵触するところはないと考えています。今説明された指紋捺捺制度を採用している国は、国際人権規約B規約に加入していない国ばかりなのです。加入している国があるとなれば、その国では指紋捺捺は品位を汚す行為だから国際人権規約B規約に違反するとして行われているのでしょうか。そうではないでしょう。国際人権規約B規約には違反しないとされているのではないのですか。

そこで、今説明があつた、指紋捺捺制度を採用している国の国際人権規約への加入状況を教えて

いただきたい。

○政府委員(本間達三君) 先ほどお答えいたしましたように、四十六カ国を調査いたしました。そのうち十九カ国において指紋捺捺制度を採用しているわけでございますが、その十九カ国のうち、国際人権規約B規約の締約国といたしましては、韓国、フィリピン、エジプト、ポルトガル、スペイン、メキシコ、ブラジル、チリ、コロンビア、ペルー及びベネズエラの十一カ国でございます。

締約国でない国は、アメリカ合衆国、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ及びアルゼンチンの七カ国となっております。

○野村五男君 やはり私としては、指紋捺捺制度の採否は国際人権規約B規約とは関連がないという意を強くしております。

また、今回新たに採用する写真、署名及び家族事項登録という複合的手段をとっている国の数を幾つか代表的な国名とともに教えていただきたい。

○政府委員(本間達三君) 先ほど申し上げました調査の対象といたしました四十六カ国について見ますと、写真、署名及び家族事項を同一人性の確認手段として採用しております国は、インド、イスラエル、フランス、ドイツ、ハンガリー、オランダ、アイルランド、スイス、ギリシャ、スウェーデン、英国等の十四カ国でございます。

○野村五男君 家族事項の登録を採用している国における登録すべき家族の範囲など、具体的な内容がわかれば教えていただきたい。

○政府委員(本間達三君) お答えいたします。

登録事項としております家族、その範囲につきましてはは各国によりまして区々にわたつておりますが、一、二例を申し上げますと、例えばフランスの場合ですと、両親の氏名、配偶者の氏名、国籍、滞在許可の種類、滞在許可番号、それから十六歳以下の子供の数、それから身分事項、すなわちフランス国民かフランス生まれかあるいは単なる滞在者か、そういったものを登録するということになつております。英国の場合ですと、

配偶者の氏名と登録番号が家族事項として登録することになつております。それから、ドイツの場合ですと、家族の氏名、旧姓も含めまして登録するわけでございますが、その家族の氏名あるいは通称名、あるいはその生年月日、性別、学位、出生地、国籍、宗教、続柄、婚姻年月日及びその場所、それから同居していない配偶者の氏名、生年月日、住所、宗教、そういったことが登録事項というふうになつております。

○野村五男君 外国人登録証明書の携帯義務の有無については調査したのでしょうか。調査しておればその概要について説明願いたい。

○政府委員(本間達三君) 調査いたしました四十九カ国について外国人登録制度に類する制度を採用しております国は四十六カ国ございまして、そのうち外国人登録証明書、これはこの中には旅券も含みますが、そういった登録証明書等の携帯・提示制度を採用しております国は三十八カ国に及んでおります。このうち旅券の携帯・提示制度を採用している国は、アイルランド、フィンランド、スウェーデン、ドイツの四カ国でございます。提示制度を採用している国は八カ国、そのうち旅券の提示制度を採用している国は二カ国あります。

○野村五男君 在留を許可されている外国人におきましても、在留を許可されている外国人であるか否か、またどのような在留資格を持ってい

る人であるかということも明らかにするために、外国人登録証明書もしくはこれに類するもの、または旅券等の携帯ないし提示義務を課しているというのが一般的でございます。

○野村五男君 そこで、ただいま当局から説明があつた在留外国人の大幅な増加という現在の状況、さらには諸外国の外国人登録制度の実情を踏まえ、法務大臣として今後の我が国の外国人登録制度のあり方についての抱負をお聞かせ願つて、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(田原隆吉) お答えします。

外国人登録制度は、内外の諸事情の変化に応じ、それに適応したものであるべきことは当然であり

ます。今回の法改正作業におきましても、先生御指摘の諸事情等を踏まえて検討した結果、この案が現在の時点において最善の法案であるとの確信を持つて今国会に提出させていただいたわけであり

ます。今後は、この法の趣旨を踏まえて外国人登録法の定めるところにより外国人登録行政の適正な運営に努めたいと思つておりますが、その運用に当たつては、午前中も申しましたように血の通つた運営といひますか、外国人の立場に立つて十分人権を尊重した運営に努めたい、そういうふうな結果い

ろんなことがわかつてくれば、それはいろんな面で次の機会に反映させるといふようなことに努めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○中野鉄造君 私は、前回に引き続きお尋ねいたしますが、過去の参考人の質疑の折に、現在法務省に保管されている指紋原紙の件についてどういふふうにした方が皆さん方としては一番納得されるでしようかというふうな意味の質問をいたしました。そのときに、これは本人に返すべきだといふような参考人の陳述がございました。この取り扱いについてどういふお考えを持っておられるのか。

それと、二点目として、衆議院の委員会の議事録を見ますと、五年後には全部これが入れがわつてしまへば、法務省にある指紋原紙というのが余り持つていても意味がないのじゃないか、こういったような答弁がされておりますけれども、全部入れかわるということは一休どういふことなのか。全部入れかわらなければいつまでも処分できないというのかどうなのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○政府委員(高橋雅二君) 指紋原紙の取り扱いにつきましては、これは指紋捺捺そのものの目的は本人の同一人確認のために捺捺を求めているわけでございますので、今度は新しい制度によりまして、写真と署名と家族事項の登録というこの三点セットによつて指紋にかわり得るわけござい

ますので、これが適用される人につきましては指紋というものは不必要になるわけでございます。

そういたしますと、この法律が改正されまして、五年の間に永住者、非永住者の人はすべて新しいシステムにかわりまして、すなわち登録に当たっては家族事項とそれから署名をしていただく、それから写真を出していただく、こういうことになりまして、もう指紋は必要なくなる、こういうことでございます。

これの最後が、確認期間が五年ということになっておりますので、五年後に最後の人が確認を行って、それで理論的にはその時点におきまして指紋というものは永住者及び特別永住者にとっては法務省としては本人の確認手段としてはもう必要がない、こういう状況になるわけでございます。

そういたしますと、その必要がなければこれを持っていても保存という意味がないんじゃないか、こう思うわけでございます。

それで、そういう観点からいたしますと、今私たちとしては指紋原紙をどうするかということをこれから検討するわけでございますが、必要がないものを持つていても持つ理由がございませんので廃棄するという方向でこれを検討したいということでございます。

なお先生が御指摘になりました参考人の方々の中で、指紋原紙は返してほしいという意見がございました。それから、私たちの陳情に來られた方もそういう意見をされた方もございますが、これはそういう方々から見ますと、これは自分のブライバシーの一部だから返してほしい、こういう議論かと思いますが、これを返すべきものであると、いうふうには今のところ考えてはおりませんが、廃棄する方向で考えたいと思っております。

○中野鉄造君 返してもいいんですね。返しちゃうという理由が何かあるんですか。

○政府委員(本間達三君) 指紋原紙は登録制度の運営のために必要であるということで、国が必要性を認めて、これを作成し、そし保管していく、制度維持のために利用したものでございます。

一般的に言へば、**国**が制度上必要として保管

し、これを使用してきたものを一般的に廃棄する場合にその当該関係者本人に返すべきかどうかという一般論もございませうけれども、国の制度として維持してきたものを制度が変更になり、不要になつた公記録をどう廃棄するかということにつきましては、国が責任を持つてこれを廃棄するといふのが一般でございませうので、それに従いたいというふうに考えているわけでございます。

○中野鉄造君　そこで、今回のこの法案が可決されて、そして新しい法律が施行されるまでの経過措置として、施行されるまでの期間の間はどういうような処置をとられますか。今までどおりでしょうか。それともそれに準じたような何か方策を考えておられますか。

〔政府委員(本間達三君)〕新しい制度に完全に切りかわるまでの原紙の取り扱いについては、これは嚴重に保管し、本来の目的以外には一切使用させない、使用しない、そういう形で責任を持って保管するつもりでございます。

○中野敏道君　とりあえず　今回の措置は永住者等の指紋押捺廃止というのを第一のステップとして、近い将来には第二のステップとして在留資格による区分を撤廃する道につなげるべきだというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。か。

○政府委員(高橋雅二君)　事務的な答弁で恐れ入りますけれども、現在私たちといたしましては特別永住者及び永住者につきまして、指紋押捺を廃止して新しい制度を適用するということが現在における最善の策でございます。何とかこの法案を通していただいて、こういう新しいシステムを実施したい、こういうふうに思っているわけでございます。

どうも現場では、本当にこの人は書けない人なのか、まあ、わざと書ける人も少ないかもしれないけれども、書けるにもかかわらず署名しなくないというこのゆえに、おれは書けないんだ、こういうふうにおっしゃるのか、その辺の判断というものがいろいろ地方の末端の窓口ではそこらでいろいろなトラブルが起こってくるんじゃないかというふうなことも懸念されるんですけども、そこらの判断をどうするのか。署名ができないならば仕方がない、それじゃ同一人物だということでは写真でということだけで、それでいいのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(本間達三君) 窓口の問題でございすから、これはどういう対応をするかということ、私どもよくその点を指導して、市区町村の方の確な態度をとっていただかなければいけないというふうに思いますが、一般的に申し上げれば、署名をしていただくについては十分その御協力が得られるように説得していく以外に道はないと思ひます。その際に、署名をしないのかできないのか、そういうトラブルといいますが問題が全くないのかどうかという点になりますと、これはちよつと何とも申し上げられませんが、窓口のところでは、いずれにしましても署名を求めて、しかもどうしても本人が納得されないというところであれば、それはそれでそれなりの、確認期間の短縮という措置に移行していくということになるものと考えております。

○中野鉄造君 そういうことになると、今度は頼るべきところは写真だということになるでしょうけれども、その写真にしても、今度はいろいろ様式が変更されるように聞いておりますが、大きい写真を持つてこれらで、これは小さ過ぎてだめだというふうなことで、何回も足を運ばなくちゃいけないというふうなことで、また要らざるトラブルが起きるというふうなこともこれはあり得ると思ひますので、鮮明なということであるならば、やっぱり市町村の窓口でそれなりの写真を撮るためのあるいは設備を備えるとか、そういうふうな

ことは考えておられませんか。

○政府委員(高橋雅二君) 確かに、新しい制度に移行しまして、新しい制度が指紋捺捺の廃止というプラスの面を損なうようなマイナスの面が出てくるということになりますと、せっかくの制度改正の趣旨が損なわれますので、この新しいシステムによつて新たな負担にならないように、混乱が生じないように、そういうことでやるべきことは当然でございまして、そのように努めたいと思つております。

写真につきましては、規格については撮影日の期限、その他大ききとかそういうものにつきまして法務省令において規定する予定にしております。

それから、具体的には外国人の負担も考慮しまして、旅券発給申請の際に提出する写真と同じ大ききとするほか、鮮明な写真を確保する観点から、無背景のものに限定することなどを考えております。

また、市区町村において写真を撮るといふことも考えられないかということでもございまして、これは予算の関係とか、それから場所の関係とか、そういう観点もございまして、地方入国管理官署におきまして無料で写真を撮つてあげるといふ、そういうシステムにいたしたいというふうな考え方とおるところでございまして、そこでは官側が撮影してそれを提供する、こういうことにいたしたいと思ひます。もちろん、それでなくて自分でおやりな方は、法務省令に規定する規格に沿つたものを出していただければよろしいわけでございまして、その規格もできるだけわかりやすく、それから余り世間の常識に反しないようなものにしたい、こういうふうな考えております。

○中野鉄造君 次に、罰則についてお尋ねいたしますが、居住地等の変更登録義務違反に対する罰則について自由刑を廃止する修正が行われたということは、これはまあある程度評価できるわけですが、そこで、私、参考までにお尋ねいたしますが、諸

外国といつてもいろいろ差異があると思ひますが、まず、さしあたって韓国あるいは朝鮮、そういうところにも私たち日本人の同胞が居住している、滞在しているという方が多くおられるわけですが、けれども、その人たちに對するこういう入国管理上のいろいろな義務違反と申しますか、こういう外登証の不携帯だとか、あるいは指紋捺捺拒否だとか、あるいは虚偽の申告をしたとか、そういうたようなときの罰則というふうなもののがわかつておるならば、参考までにお尋ねいたします。

○政府委員(高橋雅二君) それでは、韓国におきまます取り扱いにつきまして御説明させていただきますと思ひます。

韓国におきましては内外外国人の出入国管理、外国人の在留管理、外国人登録を出入国管理法という法律によつて規定してるところでございまして、この法律によりまして、韓国への入国の日または韓国での出生等の日から九十日以上滞在することとなる者は入国管理事務所へ居留申告を行うべきこととされておりました。居留申告を行った外国人は居留申告の日から十四日以内にその者の居住する市、まあ市といひましても中に区とかいろいろあるようございまして、その長に外国人登録を行う義務があるほか、居留地等の変更申告の義務等が課せられております。

これらの義務に對する違反につきましては、居留申告を行わなかつた者及び外国人登録をしなかつた者につきましては、三年以下の懲役もしくは禁錮または三百萬ウォン以下の罰金に処せられることとなつておるようございまして。

それから、居留地の変更申告、居留地からの転出とか新居留地への転入の申告でございまして、これをしなかつた者や、それから居留地以外の居留申告事項の変更の申告を行わなかつた者は二十萬ウォン以下の罰金に処せられるということになつておるようございまして。

また、外国人には旅券または居留申告書、これは居留申告を行った者に発給される証明書でございまして、これらの常時携帯の義務が課されてお

ます。これに違反いたしますと二十萬ウォン以下の罰金に科せられるというふうになっておるというところで承知いたしております。

それから、指紋捺捺についてでございまして、十四歳以上の外国人在留期間が一年以上となる者が指紋捺捺の対象となつておりました。居留申告に際して十指の指紋を捺捺することになつております。これを拒否する者についての罰則は定められていないものの、先ほど申しました法律の三十一條第四項で、居留地管轄事務所長、これは入国管理事務所長と同じ者でございまして、この管轄事務所長は指紋捺捺を拒否する外国人に對しては在留期間延長許可等の法による許可をしないことができるとして、行政上の制裁措置を課することが規定してあると、そういうふうに承知しております。

なお、百ウォンは現在十六・九円ということのようございまして。

○中野鉄造君 朝鮮はわかりませんか。

○政府委員(高橋雅二君) 北朝鮮につきましては、そういう資料を持ち合わせておりません。

○中野鉄造君 この間の参考人の質疑のときも、私、この点についてお尋ねいたしました。参考人からのお答えは、韓国では悪法を平等に今行つておるといふような個人的な見解をお述べになつた参考人がいらつしたわけですが。

確かに、率直に申しまして、今日日本人の中にも、今お答えがあつたようなそういう韓国でもかなり厳しい罰則が適用される、また指紋捺捺も行われておるといふようなことから見て、韓国、朝鮮の方々が他にそれを求めるならば自分たちもやっぱり多少改めるべきではないかというふうな、そういう考えを持つた国民も少なからずいるというところもまた事実なんです、そういう方々に對して今回のこの改正法をめぐつてどういふような説明をされますか。

○政府委員(高橋雅二君) お答え申し上げます。この外国人登録制度を持つべきか、また、外国人登録制度を有する場合にどのような手段でどの

ような方法でやるかということにつきましては、その国の置かれた国際的な立場、国際情勢、歴史、文化等いろいろございまして、一概にこういのが理想的と、こうあるべしということとはなかなか言いにくいこととございまして、それぞれの国の事情があり、それを尊重すべきだと考える次第でございします。

我が国の法律の中におきますこの指紋捺捺制度との関連で申しますと、今、相手国との関係でどう考えるかというのが御質問の趣旨だと思ひますが、私たちがとしては、この指紋捺捺制度は同一人確認の手段の技術的な方法と考えておりますので、これを相手国がとっているからそれとの比較でどうだということには必ずしもならない。私たちは私たちの考えで、日本として必要であり、あるいはこれがほかのものにかえられればかえりくつと、そういう態度で臨むべきではないかというふうに考えておりました。質問があればそのように答えるということにしておるところでございします。

○中野鉄造君 この間の参考人の方の中にも、経済大国と言われる今の日本がそういう寛容な姿勢を率先してまず履行していただくならば、韓国を初めほかの国々もまたそういうものに応じてくるんではないでしょうかといったような趣旨のお話もあつておりました。

それはそれとして、外国人に登録証明書の携帯を求めることの意義を改めてお尋ねしたいわけですが、それと同時に、警察活動において登録証明書の提示を求めるのはどういったような場合が想定されるでしょうか。

○政府委員(本間達三君) お答えいたします。

外国人登録証の携帯を義務づける理由でございしますけれども、外国人の方につきましては、もう前にも何度か御議論がございましたとおり、日本の国家の許可によって初めて在留することができるといふ資格でございします。そういう方々であるという状況を現場においていいますか、常に把握できる状態にしておくことが必要だ

ということと携帯を義務づけているというふうには理解しているところでございします。

それから、提示を求める場合、例えば警察官の場合にどういった場合が考えられるかということとでございしますけれども、これは外国人登録法の規定の中にもございしますと、警察官等の官憲がその職務の執行を行うに当たって提示を求めることができるということが規定されているわけとでございします。その職務の執行というものが、本来適正な職務の執行を行うべき理由があつて、そしてその方に何らかの質問をするとかそういう形になつたときに提示を求めるというふうには理解されるわけとでございします。典型的な場合といたしましては、何か犯罪を犯した人ではないか、あるいは犯罪について知つていない人ではないかというように、警察官職務執行法上の職務質問を行うという場面が想定されるわけですが、そういう場面において、あなたはどなたですかということとでその登録証の提示を求めるという場面が考えられると思ひます。

○中野鉄造君 韓国では、この間の参考人の話の中にもありましたけれども、この外登録証の証というのを例えて、これは犬の鑑札だということとでさへ言われておるそうですが、この携帯制度について、今お話があつたようなことで、違反者に対する罰則規定の運用についてはこれを慎重に誤らないようにすることが必要であるのは当然ですけれども、外国人に対してそういう提示を求めたみたり、あるいはそういうときに不愉快な気持ちを与えないような運用に対する決意と申しましうか、そういう点についてお聞かせいただけますか。

○政府委員(本間達三君) 提示を求める権限の幅

というの、かなり広い権限の幅といひますか権限を有する人たちが列挙されているところとでございします。したがつて、それぞれの所管といひますか、例えば警察官でございしますと警察庁という中央機関がございしますので、そこを通じてその運用のあり方については常識的ない

る行き過ぎというもののないような運用をするようにということをお願いし、その指導をしていただくということが必要だといふふうには考えております。

また、私どもの所管で言ひますと、入国警備官というものも種々の活動の中で提示を求めるという場面がございします。これにつきましても、常日ごろ十分指導をしております。今後ともそういう点については先生のお言葉のよう十分に注意して運用に努めてまいりたいといふふうに考えております。

○中野鉄造君 終わります。

○橋本敦君 続きまして、私からも質問をいたし

前回、私は指紋捺捺制度は全廃するべきであるという立場から質問をしたわけでございします。それは基本問題で、また次回にもその問題について触れる予定をしておりますが、きょうはその押捺された指紋の廃棄処分との関係、それから指紋にかわる写真、家族事項登録、署名、こういった手段にかかわる問題に絞つて質問をしたいと思ひます。

まず第一の、新法が施行された後不要になつた指紋原紙の廃棄処分ということとでありますが、これは指紋をとられた皆さんにとつても非常に大事なプライバシーにかかわる問題でありますから、その処理は、これはそういう立場を踏まえて厳格にやる必要がある。ただ、廃棄処分ということではあつても、その問題については、責任ある法務省の答弁として局長から答弁がございしましたが、私は法務大臣御自身のお考えも含めて、廃棄処分ということとは間違ひなくやるということなのかどうか、まず、この点お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(田原隆吉) お答えします。

永住者及び特別永住者全員が新制度に移行した後にございましては、登録原票及び指紋原紙の取り扱いをどうしたいかということについては、午前中も検討中であるといふふうに申し上げたわけでありまして、指紋原紙は同一人確認のため

に使用しないことになるわけでございしますから、これについては国が責任を持って廃棄する、こういふふうに先ほど説明員からも答弁しましたけれども、そのように私も考えております。

○橋本敦君 その廃棄処分に関して、これから切りかえが行われていきますが、全部が終わるのが五年と、こうなります。順次切りかえが進むわけですが、したがつて、切りかえた人についてはその都度廃棄処分していくといふこととでいくべきであつて、五年間全部終わるまで待つていて、そしてまとめて全部廃棄するということではおかしいので、私は切りかえが済めばその人の分については順次廃棄処分をしていくという体制をとるべきだと思ひますが、局長いかがですか。

○政府委員(高橋雅二君) 五年と申しましたのは、五年たてば永住者及び特別永住者の方々についての指紋はもう必要でなくなるという意味で五年と申しましたが、この指紋原紙の廃棄を五年間待つかどうかにつきましては、これはこれから検討していきたいと思ひます。

五年間待つてまとめてやるのか、今先生のおっしゃつたように、もう用済みのものから一定の分量が集まつたらそこで廃棄していくのか、その辺は弾力的といひますか、固定観念にとらわれないでやつていきたいといふふうには考えております。

○橋本敦君 局長、そのところ少しはつきりしたいのは、新法の適用があつて、もう指紋原紙の廃棄処分をするといふようになるのは、国が法的にそれを保管しておく理由も権限もなくなつた部分なんです。そういうことが明らかなのですから、五年間まとまるまで待つておくということには必要のない、法律上理由のない保管行為が続けることになるんです。だから、その都度、原則的には廃棄処分にするといふのが、これは原則でなければならぬ。それが一々といふか、あるいは自治体によつて一カ月なら一カ月まとまつたという単位にするか、これは私はあり得ると思ひます。しかし、五年間まとめてというのは、これは検討すべきじゃない。順次原則的にやつていく方針で考え

なければ、法律上根拠のない保管行為が続くというのは、これは国として不法行為になるとまでは言いませんけれども、法的根拠のない保管行為なんですよ。という意味ですから、原則的に順次廃棄するということは、そういう方針で検討すべきだと思いますが、もう一遍お考えを聞きたい。

○政府委員(高橋雅二君) 法的に根拠がないかどうかはちょっと私もその辺はよくわかりませんが、確かに法律的にはもう意味のない文書といえますか、物を保管しなければならぬ義務を負うというのには、保管をする者にとってもこれは不要な義務でございまして、その辺は先生のおっしゃるところは確かにそういう点はあるかなと思います。

そういうことでございまして、検討に当たっては今先生のおっしゃいましたような観点も十分念頭に入れましてやっていきたい、こういうふうと考えております。

○橋本敦君 ところで、もう一つの問題は同僚委員から質問があったわけですが、今度は指紋原紙じやなくて、それが転写をされているマイクロフィルム化された登録原票の關係です。その登録原票に指紋が残っている部分をマイクロフィルムからどう消すかということ、それから、登録原票それ自体に残っている指紋をどう処理するかということが残る、これについてどうお考えか、もう一遍ちょっと御説明ください。

○政府委員(本間達三君) まず、登録原票の一部となつて指紋でございまして、まとまった一つの記録の一部の廃棄という形になりますので、若干先ほどの独立した指紋原紙の廃棄とちよつと違う面がございまして。

ただ、いずれにしても、もう当該指紋部分というものは現実には利用価値がないというものでございまして、もし容易にこれが廃棄できるというのであれば、それはできないわけじやございませぬけれども、先生御案内かと思いますが、マイクロフィルムの中の極めてミクロの世界の中のものでございまして、その部分だけを削除す

るという手間暇といいますが、技術的な問題というものがございまして、そこで、前に御答弁申し上げましたとおり、ちよつと検討させていただくことにしているというふうにお答え申し上げます。

○橋本敦君 具体的に切りかえ申請が行われたら原票は切りかえ原票で、指紋のない写真を貼付し、署名がある新しい原票をつくるんじゃないんですか。

○政府委員(本間達三君) おっしゃるとおりでございまして。

○橋本敦君 だから、指紋のない新しい原票ができるわけですから、前の原票それ自体はどうするつもりですか。旧原票は。

○政府委員(本間達三君) その方の過去の在留歴を記録であるというふうには私も考えておるわけでございます。

また、その間の同一人性というのはずっと確認されてきたわけでございますから、新しい原票とのかけ橋というのも一応それを確認して新しいものができたということでございますけれども、その方の在留の歴史というものがそこにすべて記録されている重要な記録として私どもは保管させていただいておる、こういうことでございまして。

○橋本敦君 その旧原票というのは、それ自体はマイクロフィルム化されてしまふんじゃないかと、旧原票としてあるわけですか。

○政府委員(本間達三君) 登録原票の記載がいっぱいになりまして、回収いたしますが、法務省の方に送られたものにつきまして順次マイクロフィルム化しているということでございますから、法務省で保管中のものは原則マイクロフィルムによる保管と、こういうことになります。

○橋本敦君 マイクロフィルムによらない、もとの原票というのはいかにどうあるんですか。

○説明員(山崎哲夫君) 御説明いたします。マイクロフィルム化をして用済みになりました登録原票というのは廃棄をしております。

○橋本敦君 それでわかりました。それは廃棄される。だから、残るのはマイクロフィルム化されたその部分なんですよ。そこで技術的にその一部分を消すという方法があれば消すけれども、その点の検討はこれからなんだと、こういう話なんですね。

そこで、技術的にそれを消すということが可能であるための研究は積極的に行うんですか、やらないんですか。

○説明員(山崎哲夫君) これまでといいますが、この問題が国会等で取り上げられまして、私どもも専門家であるマイクロフィルムの専門会社等々を調査しましたんですが、現在の技術では、例えば十枚とか二十枚という数についてやるということとは可能であるが大量には非常に難しい。といいますが、マイクロフィルムから指紋の部分を除く場合には、その周りに銀紙といいますが保存をしまして、その指紋の部分だけを除光液で取り、さらに今度は保存液をかけて水洗いをする、しかも非常に微細なところをやらないといけない。液が少し横へ漏れますと記録の部分が損傷してしまうというので非常に慎重にやる必要がある。ですから、数が少ない場合に時間をかければ可能ではあるが、大量にやるというのは非常にやてやれないというのではないが、ほとんど不可能であろうというところが今のところマイクロフィルム会社からの回答でございました。

○橋本敦君 だから、やってやれないことはないという一つの話があるんで、時間をとり予算をつくり検討して順次やっていくという方針を法務省として立てるということなら、その方針はきちつと立てたらいんですよ。今すぐ全部というの技術的に無理だということはお話のとおりだとすれば、方針を立てて予算をつけてきちつやりやばいいんですよ。

というのには、これはもう何度も議論されているように、指紋をとられた人たちのそれぞれの権利にかかわる重要な問題だという大論議を国内的にも国際的にもやり、今も現に進め、そして人権問題としてどうするかということでも重要な論議をやっているわけでしょう。だから、技術的な問題に解消しちゃうかぬわけですね。

だから、そういう意味で、日本の政府が人権の尊重ということを断固として貫くという姿勢に立つならば、法律上不要になつて当然廃棄をするという方針を大臣以下お持ちになつていられるその部分の廃棄については、廃棄をするという方針で予算もつくり検討するというのを省の方針としてこれはきちつやりやたらいいと思ふんです。また、やるべきだと思ふんです。大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(田原隆吉) 橋本先生のお話、論理的に大変明快でございまして、現在のところ技術的にというのがこちらの答弁でございましてけれども、ただ、ほうっておけばいつまでたつてもそのままですから、その研究を続けることについて検討をちよつとさせていただきたいと思ひます。

○橋本敦君 ぜひ検討してください。

そこで、そういったものが残つておる限りにおいて、この点も大事なので大臣に、局長の答弁でも結構ですが、はっきりさせてほしいのは、旧原票の閲覧とか写しの交付とか、どこかほかの官庁から求められるか他の人から求められるかどうかということがあるかわかりませぬけれども、これはもう絶対にそういった閲覧、照会等に供すべき性質のものでないわけですから、そのマイクロフィルムに残つた指紋の照会などというものはプライバシー保護の観点から法務省としてはもう一切それはやらせないということでは確信を持って御答弁いただけますか。

○政府委員(高橋雅二君) 指紋に係る取り扱いにつきましては、この法律で定めております同一人性確認のための手段として以外には、他の転用する取り扱いとはつておりません。今後、その必要がなくなればそういう指紋を利用する、使用する必要もなくなるわけでございますので、そのほかのものに使うということはないというこの政策は今後とも厳守していくつもりでございまして。

○橋本教君 絶対に他からの照会に応じないということはお約束できると、こういう意味ですか。

○政府委員(高橋雅二君) 目的外のためには、これは必要がなくなったわけでございますから、そのためにはもう利用はさせないといいますが、そういうことはしないということでございます。

○橋本教君 そこで、もう一つ伺いますが、今度はプライバシー保護の観点からそうだといいことで言ったんですが、犯罪の捜査に連動して警察庁あるいは検察庁から、指紋原票はもうないんですよ、それがマイクロフィルムに残っている可能性があるので、その指紋を照合したい、こう言って照会があった場合に、法務省は保管されているそれについてどうされますか。

○政府委員(本間達三君) 今の御質問につきましては、完全に指紋がなくなっているという前提のもとで事務をとるとというのが本来なのかもしれないけれども、事実として指紋が残っているというところであります、その取り扱いということはやはり一つの検討事項だろうというふうに考えております。

○橋本教君 問題なんですよね、審議官。

私は、それをきょうのテーマにしたかった。検討事項だとしてやるんですよ。ところが、私が指摘したように、切りかえの都度原則的に新法のもとで不要となった指紋原紙を廃棄していくと。本来ならマイクロフィルム化された登録原票の指紋も消さなきゃいかぬし、消すべきなんだが技術的な理由で残っている、こうおっしゃるんですよ、たまたま残っている。たまたま残っていることを利用して、指紋照合の照会があった場合に法務省がそれに対して応ずることになるということとは、これは理屈に合いませんよ。本当なら消し去って処分してしまうはずのものなんだから。

それを処分するまでにたまたま保管をしているから、研究中で保管をしているから、そういうたまたま保管しているときにどうするかというものは、すぐに照会に應ずるとはおっしゃらないんで、おっしゃらないが、その点について検討事項であ

る、こうおっしゃった。慎重な答弁なんです。それは検討するまでもなく、本来的にはやっちゃならぬことじゃないんですか。はっきりしているんじゃないですか。

私は、これは非常に明確であると思うし、このことをはっきりしないと、この問題についてはまさに国家権力の、国家の側における法的根拠のない捜査に対する追隨行為として違法に収集された証拠ということになるかもしれないし、法廷でどんな弁論あるかわかりませんよ。私は、人権上の大問題になるし、刑事訴訟法の手続上からいってそれが適正かどうか大問題になると思う。

これは大変大事な問題ですから、検討することおっしゃったけれども、やはりしっかりと法務省の見解を、今すぐでなくとももう一度次の質問の機会がありますから、それまでに検討してしっかりと方針を法務省として私に答弁をしていただくようにしてください。局長いかがですか。大臣いかがですか。

○政府委員(高橋雅二君) 今の御指摘の点は、我々の実務をする場合についても確かに先生の御指摘のとおり、非常に重要なところでございますので、十分に検討いたして次のときにお答えいたします、と思います。

○橋本教君 これは地方自治体との関係においても法務省がどういう見解を持っているかということとは非常に大事な点ですね。実際の窓口が地方自治体になっていきますので、地方自治体でいろんな登録原票を扱う場合があるわけですね。そういったことも含めて地方自治体に対する関係でも法務省の姿勢は大事でありますから、この点については次回に責任ある御返答をいただくようお願いしておきたいと思っております。

そこで、もう一つ伺いたいのは、今おっしゃった廃棄処分をやる場合のこれからの研究についてですけれども、先ほどおっしゃったのは、数が少なければできるというのは、少ない数を順次長期間かけてやっていけば全部終わるという意味なのか、それとも数が多ければできないという

のは、一遍にできないので少しずつやればできるという意味なのか、どういう意味でおっしゃったのか、ちょっとわかりかねたので答えてください。

○説明員(山崎哲夫君) これはマイクロフィルム会社の説明によりますと、普通でしたらほとんど不可能でしょう、しかし、試験的にやってみた場合、絶対不可能かというところ、こういう方法がありますと、ただし、それは一日に何こまというくらいしかできないでしょうということになります。

○橋本教君 そうすると、時間をかけ、費用をかけてということも含めて、先ほどお話をした、これからの方針での検討ということをやはり可能なものとして、私はお願いしておきたいと思っております。きょうは時間が来ましたので、これで終わります。

○委員長(鶴岡洋君) この際、午前中の大臣の答弁に關し、大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田原法務大臣。

○国務大臣(田原隆吉) 午前中の千葉景子委員及び深田肇委員の御質問に対する私の答弁に言葉足らずで不正確な点があり、誤解を招くこともあったかと存じ、おわびいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

改めてこの点にお答えさせていただきますが、両委員の御質問の趣旨は、政府答弁は十二日に行われた参考人の意見陳述及びいろいろな機会になされた各方面の意見を踏まえたものかとのことであったと思っております。これに対して私はあたかも参考人の意見を考慮することなく本日答弁いたしましたのかのごとく受け取られる発言をいたしました、これは不正確でありましたので、取り消させていただきます。

本日の朝、入管局長と本日の答弁を勉強いたしましたときに、参考人の御意見と各方面の反対意見、修正意見について謙虚に耳を傾けたとしても、政府としては現在御審議いただいている案がベストであるとの結論に達しましたので、そのような考えから答弁しているわけでございます。参考人等の御意見も十分に参考にさせていただきます。

だいた上での答弁でありますので、その旨よろしく御理解いただきたいと存じます。

なお、仮に本法案が原案どおり成立いたしましたとしても、内外の諸情勢、各般の御意見等を踏まえ、引き続き外国人登録制度のあり方については十分検討してまいる所存でありますので、よろしくお願いたします。

○萩野浩基君 けさほどの大臣の方からの答弁ですと、これは私もかなり考え方を変えなければならぬと思いましたが、今そのようにおっしゃいましたので、少し質問の内容を変えてまいります。五人の参考人の方々に對して長時間にわたって我々質疑を行って、その問題点というのが非常に今回のこの外登法に關して浮き彫りにされたわけでございます。特に、お二人の外国人の方がいらつしやいます。一人は國際基督教大學教授で韓国の姜参考人でございます。それからもう一人は、東北福祉大學教授のジョン・ステイアン参考人、これはアメリカでございます。白人でございます。そのときに、特に具体的に、お二人のこの外国人の方は自分の体験に基づいて今回のこの外登法に關して言われました。

姜参考人の場合は、自分が高校生、十六歳になったときに、あるとき先生から呼ばれて、そして指紋押捺というようにすることがありました。また、ジョン・ステイアン参考人の場合には、自分の息子が証明になるものを持っていなかったというところで警察から呼び出された、何で自分が警察に呼ばれたのか本人十六歳ではなかなかわからなかった、こういうような生々しい体験、そういうものをここでお話があったわけでございます。

そういうもうろもろのことを踏まえて、本日も、同僚の深田委員初めいろいろな話があったんですが、その辺の食い違いに關しまして、今大臣の方からそういうお話がありましたので、先ほど休みの間に原稿を書いたんですけれども、少し方向を変えたいと思っております。

この参議院の存在というのは、これは英語に訳

すと、いろんな訳方があるんですけれども、ハ
ウス・オブ・カウンスラーズと言われているので
あります。すなわち、衆議院に対して、アメリカで
俗に言われておりますアッパーハウスとしての
チェック機能、すなわち良識あるデモンストレー
ションといえますか意思決定を行う、そういうや
はり主體的、自主的な意思決定というものを下す
ところに意義があるのでありまして、今回外登法
が全会一致でもって可決されておると、それから
現在考えられる最高のものであると、それは自信
を持って法案はもちろんお出しになったことと思
いますけれども、この参議院というの——ちよつ
と静かにしてもらえないですか。この参議院の存
在というのは、特に私など連合参議院といしま
しては衆議院の方にメンバーズを持っておりま
せん。ですから、今回この法案がここに出されて
きたときに、私、これは一回目でもう質問して
おりますから、もう同じことをいろいろ言いたく
ないのでございませうけれども、この前、白人である
ジョン・ステイブンス教授とそれから養護教
授、このお二人が、まあ白人とそして東洋の方と、
こういう方向方いらしたわけですが、そこでも特
にジョン・ステイブンスさんが言っておられた
のは、これはやはり、日本が前向きに、何とい
ましか新しい国際を舞台にして新たな国際政治関係
というものを確立していくのときにあつて、こ
の法改正が世界に認められるようなものとなるべ
きだということを言われました。これまでではと
もと自動車テールランプを見て走っておれば
よかったんですけれども、今度はテールランプで
はなくてヘッドランプをアップにして、やはり
リーダーとして進まなきゃならない。

そういう観点から、今回の外登法に關しまして
も最初私が期待しておりましたのは、多分全席の
方向でいくんだらうと、このように期待して待っ
ておりましたら、今回のようなものが出てきたわ
けでございませう。

を講ずるということに關しましても、延々とこ
でこまで議論を進めてまいりましたが、何にも
そこには明確なものが見えてこない。

先ほど大臣の言葉にもありましたが、新しい同
一人性の確認の手段として今これは仕方がないん
だ、これから新しいものが開発されるかも知わ
らない、こう言つても、これは先ほど同僚議員の
中野先生の方からありましたが、私は多分そう簡
単には、こんなもの五年間でできつこないと思
うんです。

ですから、私はこの五年間というものがもつと明
確性を持つてはつきりとしなければ、これは参議
院として、やはりそれぞれ党派に所属されている
方もいらつしやるかと思ひますが、私は同僚の議
員諸君皆さんに訴えたいのでありますが、やはり
アメリカにおきまして二院制でもってデモクラ
シーが確立されておるのは、下院と上院は異なつ
た決議もされております。そういうところからこ
のデモクラシーが守られていく、そういう面もあり
ますので、私はここで声を大にして言いたいので
ありますけれども、今回のこの問題においては、
今までの同僚議員からも議論をしてまいりまし
て、問題はもう明白になつております。簡単に言
えば、外国人の立場を配慮した外国人登録制度の
明確化、これがどうなのかということ、それから
常時携帯問題、それから罰則、刑罰問題、これは人
の痛みというものをどのぐらひ解するか、やはり
こういう点にはつきりと集約されるんではない
か。そういうことをもとにしますと、この問題と
いうのは非常に重大な問題でありまして、先ほど
過去にとつたものをどのように処理するかにして
もまだ明確化してない。

こういう点からちよつと総合的な質問になりま
したけれども、今回のこの外登法は一体何の目的
のためにこのように変えるのかということをも、も
う一遍原点に返つて私はまず質問をさせていた
だきます。

○政府委員(高橋雅二君) 原点に返つて、何ゆゑ
にこのような改正案を提出したかということでご

ざいますが、これはそもそも指紋押捺制度という
ものにつきては、指紋押捺を求められる人にと
りまして心理的な抑圧、圧迫感があるということ
と、それから、これは人権の侵害ではないかと感
じられておられる方がおられる、そういうことを背
景といたしまして、六十二年の法改正のときに指
紋押捺にかわる手段を開発すべきであるという決
議がなされたわけでございます。その際、特に日
本の社会に長く住んでおられる外国人の方のそ
ういうことにも考慮すべきであるというものが入つて
いるわけでございます。

それから、日韓の交渉におきまして、在日韓
人については指紋押捺を廃止してほしい、そ
ういふ韓方からの要望もございました。

それで、私たちといたしましては、この法律を
執行する者といつたしまして、やはりできるだけ対
象となる人にとつて心理的な圧迫感のないよう
な、そういうものが望ましいという観点からこの
法案を準備いたしまして提出したということでご
ざいます。

○萩野浩基君 これは前の答弁とほとんど同じ、
繰り返しになりますから、次に移らせていただ
きます。

先ほど、国際人権規約のB規約ということにつ
きましては、私もこの前、B規約の二条並びに二
十六条、こういうものと、それから憲法の第十三
条、第十四条における整合性、そういう点からや
はり合理的な整合性ある区別とはこれは言えない
んじやないかと言ひましたが、先ほどデータを挙
げられました。これも私、国際政治や国際関係論
の比較政治の方においては、よく何カ国はどうだ
というデータをもとに言ひますけれども、これは
中の質的な違いがたゞさんあるわけですね。で
すから、果たして何カ国か、ちよつとメモをど
こかへやりましたが、たしか十九カ国とおし
ましたけれども、やはり日本がこれからの国際舞
台の中で活躍する、そういうことを前提にして考
えたと、先ほど挙げられたのはフィリピンを初
めそういう国々が多いわけですね。ですから、こ

の前の参考人の方々が言つておられましたが、日
本がこれからの国際社会に向けて名譽ある行為を
今回されれば、これがすばらしいメリットとして
世界に認められる、そういうぐあひにしたらどう
だというような意見も出ておつたわけございま
す。

それで、私がここで申し上げたいのは、このB
規約に基づいて第三次報告を提出されたね。
そこで述べられておる問題は、基本的人権の尊重、
それから国際協調主義を基本的な理念とする憲法
の精神に照らし、例えば参政権等のように、その
性質上、日本国民のみを対象としている権利、そ
ういふものを除き、他の基本的人権の享有とい
うものは外国人にも保障され、内国民的待遇とい
いますか、やはりそういうものが平等に扱われな
ければならないんだ、そのようにたしか記された
と思ひますが、一言でいいです、そのとおりで
しょうか。

○政府委員(高橋雅二君) 外務省が国連に提出
した文書にはそのよう記載があるということ
は我々も承知しております。

○萩野浩基君 外務省が提出したといひましても、
日本国憲法の九十八条におきましても、御案内の
とおり「条約及び確立された国際法規は、これ
を誠実に遵守することを必要とする」というの
は、これは建前でございます。ですから、外務省
と、それからこれはまあ法務省の関係というの
は非常に重大な関係でございますから、この辺から
考へても、今回のこの外登法というものが十分整
合性を持ちながら、どうなつていくんだらうとい
うのを私ら考へるときに、そこに整合性というよ
うなものがなかなか見出せないで困つておるわ
けです。

そこで、これを一つ質問しておきたいんですが、
外国人登録法というのは日本に生活する外国人の
身分関係及び居住関係を明らかにするために立法
されたものである、私はそのように考へておるん
ですが、これについて、もう一言いいです。
○政府委員(高橋雅二君) 外国人登録法の目的に

つきましてこの登録法の一一条に書いてございますが、一言で言いますと先生のおっしゃったことと同じことじゃないかと思ひます。

○萩野浩基君 次に、ちよつとディテールにわたりますけれども、地方自治法の第十條にやはりこれは大きく関係してくるだろうと思はれるわけがございます。これは住民の意義それから権利義務、それから第二項の中に御案内のとおり、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負ふ」、このように地方自治法に非常に崇高な理念が掲げられております。地方自治法といひましても、これは憲法の中から別に定めるところで地方自治法ができておるのであります。ここで外国人といふのが住民から外されるということになるということ、これは差別とか、またそういうようなものがどうしても私は出てくるんじゃないか。例えば、道路の公共性を受けているんじゃないかとかいふようなことは、それは理屈は通るかも知れませんが、けれども、私はもつと高いディメンション、レベルにおいてこれは当然考へられるべきと思ひますが、この点について、関係省、御答弁をお願いいたします。

○説明員(夢沼朗壽君) ただいま先生御指摘の住民の権利義務のところ、第十條の問題でございますけれども、第二項に「法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負ふ」という規定がございます。

この規定は、公の施設の利用等地方公共団体が提供する各種便益につきまして住民が平等に取り扱われることを定めております。そしてまた、その便益の提供を受ける住民がそれらの便益の経費について負担を分かち合うことを定めておりまして、この点につきましては外国人についても平等な取り扱いがされておるわけでございます。その他外国人につきましてはいろいろございますが、それぞれの法律においてその趣旨、目的に応じた

扱いが定められているというふうに考えております。

○萩野浩基君 おっしゃるとおりでございます。そのように考えていきますと、日本に住んでおられる、特に私申し上げたいのは、百日以上おして三年未満のこういう間の中に十六歳を迎える三カ国を除く方々、こういうような家族の中に例えば多感な子供たちもおるわけですね。そういう中におきまして、この前もジョン・ステイブンス氏が言っておりましたけれども、彼なんかとて日本の方なんですよ。こういう大学の教授で来ている人たちが母国に帰って、また彼などというところに出かけておりますが、この日本というところをプラスの意味で、メリットの意味において宣伝をしてくださる、そういう人たちに非常に不愉快な思いをさせるというのは、これはデメリットを逆に増す。

そういうような意味で、今回せっかくここまでこの改正案を出されたのだけれど、あともう一步のところまで。衆議院で附帯事項がつけましたけれども、この附帯事項の中で、先ほど申し上げました五年を経た後に今のところでは一体どのようなものかはどうも明確でない。この前の五名の方々、それぞれ若干の差はありましても、最終的には午前中質問されました深田委員または千葉委員もおっしゃっておられたと思いますが、小此木参考人もそうだったと思ひますが、やはり全廃の方向で行くべきだという最終的には結論であつたと、私はそのように聞いております。

そういうものを踏まえて、やはり参議院とすれば良識の府として衆議院とは違つた一つの我々は判断を出さねばならないときもあると思つておる。だけれど、この法律が以前よりは前進であることは認めるわけですね。一遍に十段階、二十段階と跳べないという現実もあることは私もわかつております。そういう意味で、どこまで譲れるかというのを大臣に聞くのはどうかと思ひますけれども、この五人が我々の前で延々とそれぞれ答へられた中の結論はやはり全面廃止という方向に向

かつて進んだということであつたわけです。ですから、局長、大臣にこの辺はひとつ前向きに答弁をしていただかないと、これは暗礁に乗り上げてしまふんではないかと私は危険を感じるのではありません。ひとつよろしくお願いいたします。

○政府委員(高橋雅二君) 先ほど来申し上げましたように、この法案は現時点における私たちとしては最善のものを出したわけでございますが、衆議院におきましては、五年間の実施ぶりを見て早急に検討すべしという附帯決議がついております。

そういうことで私たちといたしましても、現在はこういう案でございますが、これを実施に移しましたならば、その五年の間にいろいろ我々もノウハウを積むでありましようし、技術の発展もございまして、日本を取り巻く国際的な状況、また国内の状況もいろいろ変わつてくると思ひます。そういうことで方向は見えるんじゃないかというところもおっしゃられるかも知れませんが、現在においてはこれを一生懸命実施していく、こういうのが事務当局としての答弁にならざるを得ないんじゃないかと思ひます。

○國務大臣(田原隆吉) ただいま管理局長が答へた事務的答弁の真意は、私が政治的に私なりに解釈いたしますと、やはり五年間無為徒食する、遊んでおくというわけじゃなくて前向きに……

○萩野浩基君 全廃に向けてですか。

○國務大臣(田原隆吉) 全廃という用語はちよつと……できればそこまで代替のものが開発されるのかいろいろなことがあればいいですが、そういう方向に向けて前向きにいくということ、そのための五年であるうと私は解釈しております。

○萩野浩基君 じゃ、時間が参りましたので、終わります。

○紀平悌子君 時間が余りございませんので、端的に法務当局にお伺いをいたします。

この外国人登録法の一部を改正する法律案の中の永住者と特別永住者その他の非永住外国人を区別して管理すべき具体的なメリットあるいは合理性

があるのか、例を挙げて指紋押捺維持の正当性について改めて御説明をいただきたいと思ひます。

これは十二日の美参事人の御意見の中でしたけれども、韓国にも同じような法律があるが、外国人に対しては一応平等に行われているということ、たとえ法律に問題があつたとしてもそれが平等に行われるということが一つの大原則ではないかというような、言葉は違ひますが、そんな御発言もありました。私も法律は専門ではございませんけれども、その辺のことからいかがでございまいしょうか。

○政府委員(高橋雅二君) 指紋押捺を求めるというのは、参考人の方は悪法だという評価をされたけれども、これはいろいろな立場がございまして、私はいさゝか表現は使ひませんが、確かに指紋押捺を求めるということにつきましては、特に最近におきまして心理的な圧迫感といひますか、抵抗感を持つ方が多くおられる。それから、これは人権の問題であると感ぜられる方がおられるということが背景にございまして、それがゆえに六十二年の改正のときに、衆参両院の法務委員会でも指紋押捺にかかわる手段を早期に開発せよという附帯決議が出たわけでございます。それで私たちとしては指紋押捺にかかわる手段を開発してきたわけでございます。

それで、今度開発いたしました写真、署名、それから一定の家族事項の登録といふのはこれは指紋押捺にかかわるものとして考えたわけでございますが、これを見てもみますと、社会に定着している永住者につきましてはこれはほぼ指紋にかかわるものであるといふことは言えるんですが、それ以外の人については若干有効性の証明といひますが、言えないというところで区切つたわけでございます。

そういう観点から、確かに外国人に在留者の中で不平等といひますか区別されていることは事実でございますが、これはこの手段の性格からいってやむを得ないものであつて、ぜひ関係者の方々に御理解をいただきたいというところでございまして、そういうことからいひまして、必ずしもこれ

は不平等に、差別して取り扱っているということにはならないというふうに考えておるところでございます。

○紀平梯子君 少しく私、違ふ意見がございますが、次に参ります。

今回の改正において心配をされるものの一つとして、既に話は出尽くしているかと思ひますけれども、市区町村の窓口での署名の取り扱いとその処理がございいます。永住者については、指紋に取つてかわる条件中、署名については旅券に署名したものを原則使用するという御答弁がたしかあつたと思ひますが、市区町村などの機関窓口において、外国語による署名がそのまま使用された場合に、図案とか図形以外の何物でもないという解釈もできる。また、その言葉が読み取れる係官とそうでない方もおられるだろう、その差も生じるだろう。こうした図形化された署名はどのような窓口に担当者に読み取らせるのか、読み取つていただくのか。また、外国人申請者に文書を交付する際に、どうやってその申請者が申請者本人であるかというのを確認するのか。法務省のお考えを伺いたいのですが、法案の中で、窓口の混乱が生じないように法定すべきではないかというふうに考えますが、この点についてのやり方ですね、いかがでしょうか。

○政府委員(本間達三君) お答えいたします。署名でございしますが、市区町村の窓口におきまして登録原票とそれから署名原紙の双方に自署すなわち御自分で署名をしていただくということになるわけでございます。

先生の御質問の、窓口においてになった方が登録証明書をお持ちになつていて、それに転写された署名があるという場合に、本当に登録された方なのかどうかということをやつてその署名によつて確認するんですかという御趣旨かなと思ひますが、通常の場合、指紋の場合もそうでございますけれども、第一次的にはやはり肉眼による対照ということに相なるわけでございますので、署名の場合も同様の方法で、要するに形状等が同様

であるかどうかということによつて同一人性というものの確認をするというのが通常の形、通常の方法になると思ひます。厳格にその筆跡鑑定まで行うというようなことは極めて希有の事例で、通常は考えられないだろうというふうに思ひます。

また、署名による方法の具体的な手法、例えば確認の仕方とかそういう問題について、重要なことだから法律に規定すべきじゃないかという御意見でございしましたけれども、その内容というのはかなり技術的な事柄でございまして、事項といひましてはやはり政令に規定するのが相当ではないかと私も考えております。いずれにしても、政令の策定に当たりまして、市区町村の窓口で混乱が生ずることのないよう、その内容については十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

○紀平梯子君 肉眼による読み取りというのは相当正確に読み取れるのでしょうか。先ほど図形化とか、つまり外国語で書かれてる文字、象形的なような文字もございしますね。相当正確度が高いと、だから大丈夫だということでございますか。

○政府委員(本間達三君) 目に見て、これは窓口の方は素人でございまして、やはり目で見て同じと認定し得るかどうかがという極めて常識的な判断といひますが、これが普通であらうと思ひます。

先生、同一人性確認の場合に通常まず写真で行いますので、多くの場合は写真でほとんど同一だなというところ、それから登録事項の符合性といひますが、そういうことで大体決着がつくわけでありまして、プラス署名の方はどうかというところ確認をさらに補充するといふような形になりますので、そういう意味で、仮に多量形が變つていたといひましたも、これは経時的な変化とかそのときの気分による変化といふものは一般的に考えられるわけでございますから、厳密な意味で全く同一かどうかというのを専門的な鑑定まで持つていつて同一人性を確認する事例といふものはめつたに起こらないといひますが、極めてまれ

な例になるかなというふうに予想はしております。

○紀平梯子君 今回の改正によりまして、端的に申し上げますと、永住者は写真、署名、家族事項を本人確認の手段とし、非永住者は写真、押捺指紋、こういうふうになるわけだと思ひますが、歴史的な事情があるにせよ、永住者について署名と家族事項で本人の確認がとれるのであれば、非永住者として同じ外国人であるならば、署名、家族事項の二要件でも代替できるというふうな常識的に考えますけれども、やはり外国人の中に管理上二種類の方法を設けることで新たな差別を生むということもあり、また、一つの家族の中で永住者と非永住者が同居するといふ現実を前に、家族の中に指紋をとられる人ととられない人が生ずるといふ変則的な状況も生じたりするのは非常に不可解な現象であるというふうに思ひます。

非永住者の側からは、指紋をとられる合理的な理由といふものが今回の制度改正で、これは永住者の方は指紋は必ずしも要らなくなつたんだからといふことで合理的な理由が消滅を来したといふふうに意見が出されるのは当然のように考えますが、この辺はどういうふうにはつきりわかるような御説明がされるのでしょうか。

○政府委員(高橋雅二君) この法案の作成段階におきましては、今先生の御指摘されましたようなケースにつきましては、いろいろ検討を加えました。同じ外国人でありながら、一方は指紋押捺がなく、一方は指紋押捺が必要である、それから写真だけでいい人がいる、いろいろあるわけでございます。そういうやり方が行政的な事務としていいのか、それから、外国人の人権といひますか、外国人の便利、そういう観点からも好ましいのか。また、実際に仕事に当たる地方市区町村の職員にとつてもどうなのかという点も十分検討いたしましたところでございます。

今回開発いたしました写真と署名と家族事項といふものが指紋と同じ程度有効であるといふのは、やはり地域社会に定着した永住者には言える

けれども、そうでない人には残念ながら言えないと、こういうことでございします。今の対象になつておる人から、その新しいシステムが有効であるといふ特別永住者と永住者については新しい制度に移行するけれども、それがまだうまく機能しないその他の外国人については今までもおりとすると、こういうことになつたわけでございますので、そこは十分わかりやすく理解していただくように説明をして御理解を得たいと思つております。

○紀平梯子君 昨年の十二月二十六日に、政府は指紋押捺制度の廃止について法務省、自治省、警察庁等の関係四省庁による事務次官会議をお持ちになりました。廃止の適用範囲をそこで決定したといふふうに伺うんですが、そのときの法務省の出席者、そしてその出席者の御意見、どんな御意見を陳述されたのか、概要についてお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋雅二君) 平成三年十二月二十六日に今先生が御指摘になりました四省庁、法務省、外務省、自治省、警察庁等の会議を行いました。法務省からは根來事務次官が出席しております。

その会議におきましては、これまで事務的に積み重ねてきたいろいろなことにつきまして検討を加えた結果、この新しい同一人性確認手段でございします写真、署名、それから家族事項の登録といふものについて検討した結果、これは長年本邦に在留し社会への定着性を深めた永住者及び特別永住者に限つてこれは適用するのが妥当であるといふことにつきまして確認をいたします。意見の一致を見たといふことでございまして、そういう結果となつたわけでございます。そこでこの方針が決定いたしますか確認され、この法案の原案を提出したといふことでございします。

○紀平梯子君 外国人登録証の携帯義務についてでございますが、ここ五年間登録証明書の不携帯による送検、起訴件数はどういふ推移を経てきておりますか、御説明いただきたいと思ひます。

また、昭和六十二年九月に、外登法の携帯義務

及び提示義務に関する規定の適用について常識的かつ弾力的にこれを行うことという衆参法務委員会のつけた附帯決議と、送検、起訴の数の推移は大いに関連がございましたでしょうか、そうでなかったでしょうか、法務省の御見解をお伺いしたいと思ひます。

大変雅拙な質問でございますが、そもそもなぜ外国人は常にその携帯を義務づけられているのでしょうか。合理的な根拠、行政上の必要性をお答えいただきたいと思います。

○政府委員(濱邦久君) 私からは罰則の運用の観点からお答えを申し上げます。

まず、一番最初のお尋ねの中で、最近五年間の携帯義務違反の件数等についてのお尋ねでございますが、検察統計の上では外国人登録法違反の罰条ことの受理・処理状況は把握しておらないわけでございますが、特に私どもの方で今回最近三年間の受理・処理状況を調査した結果を御説明申し上げます。

平成元年は、受理人員が二百十八名で、起訴人員が二十一名、平成二年は、受理人員が八十六名、起訴人員が九名、平成三年は、受理人員が四十三名、起訴人員が五名という状況になっております。

それから、今委員のお尋ねは、携帯義務違反による受理及び起訴件数が減少していることと、第九回国会における衆参法務委員会における附帯決議との関連はどうかというお尋ねであつたと思ひますが、検察におきましては、第九回国会での外国人登録法の一部改正に当たりまして携帯義務違反等の規定の運用について衆参各法務委員会でもなされた常識的かつ弾力的に行うべきであるという趣旨の附帯決議を踏まえまして、各事案に応じて適切に対処しているものと考えているわけでございます。

○政府委員(高橋雅二君) 今、先生のお尋ねのありました三番目の点でございますが、常時携帯を義務づける合理的な根拠とそれから行政上の必要性ということをお尋ねでございます。外国人は日

本国民と異なりまして、本邦に在留するためには日本国政府の許可を必要といたしまして、かつ在留できる期間及び在留活動について制限を受ける立場でございます。このように、外国人の入国及び在留は日本国政府の許可に係っているものでございまして、本邦に在留している者が許可を受けている者であるか、許可を受けた者である場合には許可をされた期間内にあるかどうか、また許可された活動をしているか、それを逸脱していないかどうかを現場において即時に確認できるということが必要でございます。そのため在留中の外国人の居住関係及び身分関係が即時に確認できるように登録証明書の携帯が義務づけられているというところでございます。

○紀平憐子君 最後に、法務大臣に御所信を伺いたいと思ひます。

先ごろから各委員からも御発言が続いておりまして、現在世界の中で日本が果たすべき役割は大変急激に変化を来していると思ひます。つまり、大いなる期待が寄せられているというか、あるいは注目されているというところでございますけれども、新たな国際秩序を建設していくという中に日本が大変重要な立場として関与していくということが今問われているところだと思ひます。そのことがいろいろな法律案の提出あるいは審議にもかかわつてきていると思ひますけれども、近くアジアを見ますと、特にアジア地域での難民発生の可能性が非常に高いということが言われております。例えば、中国の政治が乱ればタイに一千万人、インドネシアに一億人、香港に五十万人の難民が流出するかも知れない。これは中国の最高指導者がおっしゃった言葉でございますが、非常に耳に残る言葉でございます。

そこで、今回の外登法の一部改正におきましても、その内容は、永住・特別永住資格者約六十四万人を他の外国人からいわけ別し、指紋押捺を廃止することによって優遇するものであるにせよ、残り三十二万人の非永住者については指紋押捺制度を存置しているのは、日本が在留外国人に日本人に對

しては犯罪の被疑者以外には適用されない指紋押捺という手段で義務を押しつけるという点で、国際化という傾向からは明らかに相反する面があると思ひます。

日本は静かなアパルトヘイトの国だということも言われているようでございます。今回以降、指紋押捺の全廃あるいは外登法の常時携帯義務廃止等につきどういうプロセス、機関のもとに進めていかれるのか、見通しをぜひ聞かせていただきたいと思ひます。法務大臣に現行制度についての評価とともに、開かれた外登法の実現について御所信というか、これは腹を割って伺いたいと思ひます。事務当局の御答弁のようではなく、よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(田原隆吉君) 今、御注文が最後にありましたが、完全に事務当局ではないでしようけれどもやはり政府の一員ですから、その辺は踏まえてお話し申し上げたいと思ひます。

先ほど入管局からお話がありましたように、外国人は日本人と異なつて日本国政府の許可を得て在留できるわけですから、いつでも同一人性の確認をすることがされてもしょうがないし、することが必要であるという原則は私はあると思ひますが、そのやり方が指紋という従来万全の手法があつたのですけれども、これは人権的に問題があるとか侮蔑的であるとかいうような理由から反対をされてきた。しかしこれは、これを一〇〇％とするならば、他の方法を開発したとして、三点セットですか、これが本当に一〇〇％に近いかというと、九九・何％かもしれません。ただ、定着性のある人にはいろいろな情報がありますから、これを補うとほとんど指紋と同じになつてくるわけで、定着性のない人にとっては情報が少ないです。これは統計的に見て、ですから、少し落ちるのでも、そこに悩ましいところがあつて今の永住者、特別永住者と差をつけざるを得なかつた。しかし、今後その情報に匹敵するような他の方法とか、もうちょっと社会情勢が変わつたりして

くると変わつてくるわけで、先ほど五年で云々ということがありましたが、私もこれは五年という期限を入れたのは、何も後ろ向きのために五年入れたのじゃないと思ひます。五年間で研究しているんなことをさらにいい方に進めていこうというところで決めた五年で、衆議院の附帯決議もなされているわけでございますが、私も今後システムイカリにこういう問題について研究してまいり、先ほどの萩野先生の言われた御精神などにも劣らないような方向でいける方向を模索したいと、こういうふうに考えております。

○紀平憐子君 時間が参りましたので、ありがとうございます。

○委員長(鶴岡洋吉君) 御苦勞さまでした。本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時十一分散会

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月六日)
一、民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

平成四年五月二十八日印刷

平成四年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局